

## 第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

### 第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

#### I 「成長戦略（2021年）」（2021年6月18日閣議決定）

2020事務年度、「成長戦略会議」において、成長戦略の策定に向けた議論を経て、「成長戦略実行計画」及び「成長戦略フォローアップ」（総称：「成長戦略（2021年）」）が策定された（2021年6月18日閣議決定、金融庁関連の施策については別紙1参照）。

#### II 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（2021年6月18日閣議決定）

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針2021）が取りまとめられた（2021年6月18日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙2参照）。

#### III 「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」（2019年12月20日閣議決定）の改訂（2020年12月21日閣議決定）

政府は、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取り組むため、2014年12月に、2015年度を初年度とする5カ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、その後は情勢の推移を踏まえて毎年度必要な見直しを行ってきた。2019年度に「総合戦略」の5年目を迎え、2020年度からの5カ年を対象とする「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」が策定された（2019年12月20日閣議決定）。

2020年度は、2019年12月に閣議決定された「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」の改訂版として、「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2020改訂版）」が策定された（2020年12月21日閣議決定）。

また、本総合戦略に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」が策定された（2021年6月18日閣議決定）。

(※「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(2021改訂版)」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」の金融庁関連の主な施策については、別紙3及び別紙4参照。)

#### IV 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」 (2020年7月17日閣議決定)の変更(2021年6月18日閣議決定)

デジタル庁を司令塔として、デジタル社会の形成に向けた官民の施策や取組を迅速かつ重点的に推進する観点から、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」として、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2020年7月17日閣議決定)が改定された(2021年6月18日閣議決定)。本計画は、デジタル社会形成基本法の施行(令和3年(2021年)9月1日)を見据え、同法第37条第1項に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」に現時点において盛り込むべきと考えられる事項を示されている。金融庁関連の主な施策は、「金融機関における取引でのマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用促進」の1つ。

## 第2章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

- 金融商品販売における高齢顧客対応に関して、柔軟な顧客対応を図る制度改正の検討
- ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用
  - ✓ 非代替性トークン(NFT)やセキュリティトークンに関する事業環境の整備

## 第3章 グリーン分野の成長

- カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み
  - ✓ サステナブルファイナンスに向けた環境整備を図る観点から、必要なガイドラインを作成。
  - ✓ 企業年金等の機関投資家におけるスチュワードシップ・コードの受入れ等の促進
  - ✓ グリーンボンド等の取引が活発に行われるグリーン国際金融センターの実現  
(情報基盤の整備や、グリーンボンド等の適格性を評価する民間の認証枠組みの構築、評価機関の育成後押し)
  - ✓ TCFD等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実や、国際基準の策定への戦略的参加
  - ✓ 金融機関による融資先支援と金融機関の気候変動リスク管理の向上(金融監督当局によるガイダンスの策定等)

## 第6章 経済安全保障の確保と集中投資

- 通信、エネルギー、金融、交通、医療等の基幹的なインフラ産業について、機器・システムの利用や業務提携・委託等を通じたリスクに対処する観点から、現行制度・運用を点検し、必要な措置を検討

## 第7章 ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活

- 新規株式公開(IPO)時の公開価格設定プロセスの在り方について、実態把握を行い、見直しを図る
- 投資家保護策等の観点から、SPAC(特別買収目的会社)を導入した場合に必要な制度整備の検討
- 私募取引の活性化に向けた環境整備(特定投資家の範囲拡大)

## 第8章 事業再構築・事業再生の環境整備

- 必要に応じて、資本性資金の供給等の更なる推進
- 事業再生や再チャレンジを促進するための私的整理等のガイドラインの策定及び経営者保証に係る対応措置の検討
- 事業再生支援に係る金融機関等の取組みを促す施策の検討

## 第12章 コーポレートガバナンス改革

- コーポレートガバナンス・コードの改訂(プライム市場上場企業において独立社外取締役を1/3以上選任、中核人材の登用等における多様性確保)

## 第13章 重要分野における取組

- 国際金融センターの実現
  - ✓ 国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し
  - ✓ 海外の資産運用会社等に対してワンストップサービスを提供するサポートオフィスを通じたビジネス環境整備等

## 第14章 地方創生

- 経営改革を進める地域金融機関に対する支援、事業者支援に関するノウハウを金融機関の間で共有
- 政府のファンドに整備する人材リストを早期に1万人規模に拡充するなど、地域企業のための経営人材マッチングを促進

# 経済財政運営と改革の基本方針 2021

## 第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

## 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

### 1. グリーン社会の実現

#### (1) グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起

3,000兆円ともいわれる世界の環境投資資金を我が国に呼び込み、グリーン、トランジション、イノベーションに向かう資金の流れを作る。このため、TCFD<sup>注</sup>等に基づく開示の質と量の充実、グリーンボンド等の取引が活発に行われるグリーン国際金融センターの実現、一足飛びでは脱炭素化が難しい産業向けのトランジション・ファイナンスの推進等に取り組む。

(注) Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略称。

### 2. 官民挙げたデジタル化の加速

#### (2) 民間部門におけるDXの加速

金融機関による支援等も通じた中小企業共通EDI等の普及促進<sup>注1</sup>を図る。

(略)

CBDCについて、政府・日銀は、2022年度中までに行う概念実証の結果を踏まえ、制度設計の大枠を整理し、パイロット実験や発行の実現可能性・法制面の検討を進める<sup>注2</sup>。

(注1) Electronic Data Interchange の略称。2023年10月のインボイス制度への移行、2024年1月のISDNサービス終了が迫る中、中小企業における普及促進が期待される。

(注2) CBDC=Central Bank Digital Currency (中央銀行デジタル通貨)。デジタル社会にふさわしい通貨・決済システムの構築等に向けて、高度なセキュリティの確保や国際的な動向にも十分留意しつつ、検討する。

### 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

#### (1) 地方への新たな人の流れの促進

地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。

#### (8) 分散型国づくりと個性を活かした地域づくり

地域経済の回復等を支えるため、地域金融機関の経営基盤強化に係る改革を支援する。

### 5. 4つの原動力を支える基盤づくり

## **(5) 多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実**

### **(フェーズⅡの働き方改革、企業組織の変革)**

コーポレートガバナンス改革を進め、我が国企業の価値を高めていく。女性、外国人、中途採用者の管理職への登用について測定可能な目標の開示を促進する。

## **(6) 経済安全保障の確保等**

基幹的なインフラ産業について、経済安全保障の観点も踏まえつつ、インフラ機能の維持等に関する安全性・信頼性を確保するため、機器・システムの利用や業務提携・委託等を通じたリスクへ対処するための所要の措置を講ずるべく検討を進める。

(略)

これらの経済安全保障の取組について、今後、施策を推進していく上で必要となる制度整備を含めた措置を講ずるべく検討を進める。

また、我が国の基幹的な産業が抱える複雑化したリスクに対応するため、経済社会情勢の動向を注視しつつ、引き続き、これらの脆弱性等を点検・把握し、必要な対策を講ずる取組を継続・深化していく。

## **(8) 成長力強化に向けた対日直接投資の推進、外国人材の受入れ・共生**

### **(国際金融センターの実現)**

世界に開かれた国際金融センター実現のため、新規参入の海外銀行・証券会社への金融行政の英語対応や、高度金融人材の特性に応じた在留資格上のポイント付与等の円滑化・迅速化及び国際仲裁の活性化に向けた環境整備を行うとともに、年金等国内の大規模運用機関の運用方針を含む海外金融機関の関心が高い情報を戦略的に発信する。

## **(10) 安全で安心な暮らしの実現**

金融業界の検査・監督体制等の強化や共同システムの実用化の検討・実施を含め、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に取り組む。

## **第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革**

## **第4章 当面の経済財政運営と令和4年度予算編成に向けた考え方**

(以 上)

## 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版) (「総論」) 当庁関連部分抜粋

### 本論 第2期における地方創生

#### 第2章 第2期における施策の方向性

#### 【基本目標1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

##### 1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

###### (1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

###### ⑦地域金融機関等との連携による経営改善・成長資金の確保等

地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通した地域金融機関には、事業への有益なアドバイスとファイナンスを通じて、地域経済の活性化に貢献するなど各地域の地方創生の取組への一層積極的な関与が求められる。

こうした観点から、地域企業等への経営改善、資金供給などの支援を行うため、地域金融機関等と連携し、ローカルベンチマーク等の活用や、リスク性資金の充実に向けた環境整備等を図る。特に、マーケット規模が十分でない地域での事業展開や未来技術などの新たなイノベーション創出においては、官民一体となったリスク性資金の供給を推進する。また、銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）を緩和する措置を行ったことを踏まえ、当該措置の地域金融機関における有効活用を図る。

###### (2) 専門人材の確保・育成

地域企業が競争力を発揮し、成長を実現するには、経営戦略の策定と経営課題の抽出・洗い出し、その課題を解決できる人材の確保が必要である。このため、各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点の設置を支援し、地域企業の「攻めの経営」への転換と、新たな経営戦略の実現に不可欠となるプロフェッショナル人材のマッチングを進めており、同拠点は、これまで約5万件の相談を受け、1万件を超える地域企業における即戦力人材の採用を実現している。

他方、地域における人材不足を巡る状況が今後一層厳しさを増していくことを踏まえると、経営人材や即戦力となる専門人材の確保に向けて、地域金融機関や商工会議所等の経営支援機関との連携を強めるなど、地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な人材マッチング施策を抜本的に強化することが必要である。とりわけ、地域金融機関は、地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通していることから、その能力をより一層活用することが重要である。

このため、2020年度より3年間に限定し、「地域人材支援戦略パッケージ」を集約的に実施する。具体的には、地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が、人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等との連携により行う人材マッチング事業を支援する。これにより、地域人材市場の育成とマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020 改訂版) 付属文書 政策パッケージ(「各論」)  
当庁関連部分抜粋

【基本目標 1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

**1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現**

(1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

① 地域企業の生産性革命の実現

**i 地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上と収益力強化**

(c) 地域の中小企業経営者及び金融機関を含む支援機関の人材育成と、実践的な経営課題解決ノウハウを共有するコミュニティ形成のため、地域の中小企業経営者と金融機関などの支援機関に対し、ビジネスの課題解決を共同で学習・実践する場を提供することを、金融庁とも連携しながら検討を進める。

(金融庁監督局総務課地域課題解決支援室、銀行第二課地域金融企画室、中小企業庁事業環境部金融課)

(e) 地域商社の事業を含む地域活性化事業、事業承継、事業再生等をより円滑に行う観点から見直した銀行の議決権保有制限(いわゆる5%ルール)について、地域金融機関における有効活用を図る。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

⑥ 地域産業の新陳代謝促進と活性化

**ii 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等**

(e) 経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則の策定、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件の充足について専門家の確認を受けられる体制の整備、一定の要件の下で経営者保証を不要とする信用保証制度の創設など、事業承継時の経営者保証解除に向けた支援を行う。

(金融庁監督局総務課監督調査室、中小企業庁事業環境部金融課)

⑦ 地域金融機関等との連携による経営改善・成長資金の確保等

**i リスク性資金の充実に向けた環境整備**

(a) マーケット規模が十分でない地域や未来技術などによる新たなイノベーション創出を推進する地域企業に対して、官民一体となったリスク性資金の供給を促進する。そのため、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)の特定投資業務に加え、REVICや独立行政法人中小企業基盤整備機構などの政府系機関が民間金融機関等と連携して組成したファンド等の活用を促進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地域経済活性化支援機構担当室、金融庁監督局総務課、財務省大臣官房政策金融課、経済産業省商務・サービスグループク

ルジャパン政策課、中小企業庁経営支援部技術・経営革新課)

- (c) 観光地域づくりや海外展開を推進する地域企業に対してリスク性資金を供給する。そのため、REVIC、DBJ、民間金融機関等が設立する地域観光・まちづくり等を対象としたファンドや株式会社海外需要開拓支援機構（以下「CJ機構」という。）の活用を促す。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地域経済活性化支援機構担当室、金融庁監督局総務課、財務省大臣官房政策金融課、経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課)

- (d) 地域商社の事業を含む地域活性化事業、事業承継、事業再生等をより円滑に行う観点から見直した銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）について、地域金融機関における有効活用を図る。【再掲】

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

## ii 地域企業を応援するための総合支援体制の整備・改善

- (c) 関係省庁や地方支分部局、地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、地域企業の価値創造や課題解決等に向けた「つなぎ役」を果たすほか、公務員や金融機関職員、企業関係者などの連携・交流の推進に取り組み、地方創生を担う企業等の取組を支援する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室、財務省大臣官房地方課)

## (2) 専門人材の確保・育成

### i 産業人材の還流の促進

- (b) 地域企業の経営課題に沿った経営支援と人材ニーズの切り出しのため、地域金融機関等の能力を活用した「先導的人材マッチング事業」を行うとともに、全国事務局機能を強化し東京圏の企業を中心に副業・兼業などの多様な形態での地域への人材の送り出しに協力する企業の開拓・連携強化、セミナー等を通じた多様な働き方に対する意識醸成等を進め人材マッチングを大幅に拡大する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室)

## 2-1 地方への移住・定着の推進

### (1) 地方移住の推進

#### ③地方創生テレワークの推進

##### ii テレワークの普及促進に向けた連携について

- (h)既存の施設の改修によりサテライトオフィスを整備する観点から、例えば、地域金融機関の営業店舗などの有効利用を促進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、金融庁監督局銀行第二課)

(以上)

## 第2章 政策の方向

資金繰り対策、地代・家賃負担軽減のための支援、資本金の供給など、地域の経済・雇用を支える事業者等への支援や、生活に困っている人々への支援、きめ細やかな雇用対策等を進めるなど、緊急経済対策等を通じて雇用の維持と事業の継続に取り組む。

### 2. 地方創生の3つの視点

#### I ヒューマン ～ひとの流れの創出や人材支援に着目した施策～

(具体的な取組の方向性)

##### (3) 地域における人材支援の充実

また、地域企業に対して、プロフェッショナル人材事業により、経営戦略の策定支援とそれを実現するためのプロフェッショナル人材とのマッチング支援を行う。加えて、先導的人材マッチング事業により、地域金融機関等が行う地域企業へのハイレベル人材のマッチングを引き続き支援する。さらに、株式会社地域経済活性化支援機構が整備する人材リストの積極的な活用等を促し、大企業から地域企業へのひとの流れを創出する。

## 第3章 各分野の政策の推進

### 1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

#### (1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

##### ①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

###### vii 地域金融機関等との連携による経営改善・成長資金の確保等

###### 【具体的取組】

###### (a) 地域企業等に対する成長資金の確保

・金融機関に対する出資規制の緩和措置を踏まえ、地域商社を含む地域活性化事業を促進する観点から、地域金融機関における地域ニーズを踏まえた有効な活用を促す。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

##### ②専門人材の確保・育成

###### 【具体的取組】

###### (a) 地域を支える専門人材の確保

・地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携して、ハイレベルな経営人材等のマッチングを支援する「先導的人材マッチング事業」を実施する。マッチングの促進に向け、地域金融機関等の取組について横展開するとともに、地域金融機関等に総合的なコンサルティング機能の発揮を促す。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室)

・大企業から地域の中堅・中小企業へのひとの流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援するため、株式会社地域経済活性化支援機構に人材リストを整備し、各地域企業

の実情に精通している地域金融機関等による活用を促すとともに、人材リストから経営人材を確保した地域企業に対する補助等を通じて人材マッチングを一層推進する。その際、前述の「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材事業」を行う内閣官房・内閣府をはじめ、関係省庁との緊密な連携を図る。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室)

・大企業OB・OG等と中小企業とを結び付ける新現役交流会などの人材マッチング事業において、大企業等と連携した人材リストの充実や、地域金融機関間の連携、ITの活用等も含め、広域での事業展開を促進する。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室)

## 2.地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

### (1) 地方への移住・定着の推進

#### ①地方移住・移転の推進

##### i 地方移住の推進

###### 【具体的取組】

###### (a)UIJ ターンによる起業・就業者の創出

・大企業から地域の中堅・中小企業へのひとの流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援するため、株式会社地域経済活性化支援機構に人材リストを整備し、各地域企業の実情に精通している地域金融機関等による活用を促すとともに、人材リストから経営人材を確保した地域企業に対する補助等を通じて人材マッチングを一層推進する。その際、前述の「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材事業」を行う内閣官房・内閣府をはじめ、関係省庁との緊密な連携を図る。【再掲】

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室)

## 5.多様な人材の活躍を推進する

### (1) 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

#### ②地方公共団体等における多様な人材の確保

###### 【具体的取組】

###### (a)地方公共団体への人材派遣

・地方公共団体への企業人材派遣制度に関して、これまでの「地域おこし企業人」から受入団体を拡大し、地域活性化に向けて幅広く活動をしていただく制度としてリニューアルした「地域活性化起業人」について、活用の際に地方公共団体側・企業側双方への支援を行うとともに、金融庁とも連携して市町村と企業とのマッチングを推進することで、地域における大企業人材の確保を進める。(金融庁監督局総務課人材マッチング推進室、総務省自治行政局地域自立応援課)

###### (d)地方創生を学ぶ機会の創出

・eラーニングの提供に加え、Webも活用しながら、公務員や金融機関職員、民間事業者などの地方創生に熱意のある関係者が集まり、学びやネットワークを拡充する交流

イベントやワークショップ（官民連携講座）の地方展開を強化し、地域における価値創造や課題解決に向けた推進力を強化する。（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室、銀行第二課地域金融企画室）

## 6.新しい時代の流れを力にする

### （2）地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

#### ①地方創生 SDGs の実現を通じた持続可能なまちづくり

##### 【具体的取組】

##### (d)地方創生 SDGs 金融や地域における ESG 金融の推進

・地方創生 SDGs に取り組む地域事業者や金融機関等を地方公共団体がつなぎ自律的好循環を形成し、地域における資金の還流と再投資を生み出す「地方創生 SDGs 金融」を推進するため、2020 年 10 月に策定したガイドラインを利用した登録・認証制度の一層の浸透・横展開を行う。また、地域金融機関等に対する表彰制度等の創設を行う。さらに、様々なステークホルダーによる事業の取組に対する評価手法の構築、事例集を活用し不動産特定共同事業（FTK）による資金供給を普及・促進する。

（内閣府地方創生推進室、国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課）

・地域において社会・経済に寄与する ESG 金融を拡大させ、地方創生の深化につなげるため、地域金融機関の取組やコミットを支援するとともに、地域における ESG 金融の普及展開の課題や対応策、不動産分野における ESG 投融資、その中でも我が国及び地域の実情を踏まえた社会課題分野に係る情報開示の在り方等を検討し、その戦略・ビジョンの策定や「ESG 地域金融実践ガイド」の改訂などの環境整備を行う。

（環境省大臣官房環境経済課、国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課）

第2節 政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取り組み（別紙1、2参照）

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）（金融庁関連箇所抜粋）

令和2年7月14日

## II 施策

## 3 生活者としての外国人に対する支援

## (2) 生活サービス環境の改善等

## ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

## 【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上等、外国人が安心して医療サービス等を受けられることができる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行者を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

## 【具体的施策】

○ 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。〔観光庁、金融庁、法務省、外務省〕

## ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

## 【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。(略)

## 【具体的施策】

○ 金融庁において調査を行った金融機関の外国人顧客対応の取組状況を踏まえ、地方を含めた各金融機関の支店・窓口において外国人口座開設等の金融サービスの利便性の向上が図られるよう、全国で金融機関や受入れ企業等に対する説明の場を設けるとともに、各金融機関の優良な取組事例を公表し横展開を図る。

また、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットにおいて、金融機関が実施する口座開設時の在留期間や勤務実態の確認、郵送による取引現況の確認等の必要性及び趣旨に係る記述を拡充し、外国人や受入れ先の理解の醸成を図る。併せて、マネー・ロンダリングや口座売買、地下銀行等の犯罪への関与を防止するため、これらの行為が犯罪であることや、関与した場合に上陸拒否や国外退去となり得ること、無免許・無登録の金融機関を利用しないようにすることなどを引き続き求める。

さらに、在留カードの利用等により、外国人の在留期間を把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ロンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。

〔金融庁〕

○ 受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕

○ 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和2年度できるだけ早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

〔内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁〕

(以上)

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）（金融庁関連箇所抜粋）

令和3年6月15日

## II 施策

## 3 ライフステージ・生活シーンに応じた支援

## (2) 生活サービス環境の改善等

## ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

## 【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上等、外国人が安心して医療サービス等を受けられることができる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行者を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

## 【具体的施策】

- 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。〔国土交通省、金融庁、法務省、外務省〕

## ④ 金融・通信サービスの利便性の向上

## 【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。(略)

## 【具体的施策】

- やさしい日本語を含む14言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットについて、地方公共団体、大学、受入れ企業及び関係省庁等に対する配布を行う。あわせて、関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。  
また、金融機関に対しては、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。  
さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。〔金融庁〕
- 受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕
- 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和3年度できるだけ早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ローンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

〔内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁〕

(以上)

### 第3節 金融に関する税制

令和3年度税制改正要望にあたり、

- ① アジアの金融ハブとしての国際金融センターの確立
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
- ③ 税制上の手続のデジタル化の推進
- ④ 保険

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、令和3年度の税制改正大綱において別紙1の内容が盛り込まれた。特に、国際金融ハブ取引に係る税制措置の詳細は以下のとおり。

#### I 法人税

投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与については、投資家等のステークホルダーの監視下に置かれているという特殊性に鑑み、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁ホームページ等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とすることとされた（2021年11月に施行）。

#### II 相続税

高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないこととされた（2021年4月に施行）。

#### III 所得税

ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンド（株式譲渡等を事業内容とする組合）からその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配（キャリード・インタレスト）について、分配割合が経済的合理性を有するなど一定の場合には、役務提供の対価として総合課税の対象となるのではなく、株式譲渡益等として分離課税の対象となることの明確化等を行うこととされた（2021年4月に国税庁への照会文書を公表）。その際、ファンドマネージャーによる申告の利便性・適正性を確保するため、金融庁において所要の対応を講ずることとされた（2021年5月に、確定申告書の添付書類として利用可能なチェックシートや所得の計算書を公表）。

# 令和3年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

令和2年12月  
金融庁



# 1. 国際金融ハブ取引に係る税制措置

## ◆ 国際金融ハブ取引に係る税制措置〔金融庁主担、経済産業省が共同要望〕

### 【大綱の概要】

#### (3) 国際金融都市に向けた税制上の措置

わが国の国際金融センターとしての地位の確立に向けて、海外から事業者や人材、資金を呼び込む観点から、諸課題の解決を図る一環として、以下の税制上の措置を講ずる。

##### ① 法人課税

投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与については、投資家等のステークホルダーの監視下に置かれているという特殊性に鑑み、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁ホームページ等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とする。

##### ② 資産課税

高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないこととする。

##### ③ 個人所得課税

ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンド(株式譲渡等を事業内容とする組合)からその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配(キャリド・インタレスト)について、分配割合が経済的合理性を有するなど一定の場合には、役務提供の対価として総合課税の対象となるのではなく、株式譲渡益等として分離課税の対象となることの明確化等を行う。その際、ファンドマネージャーによる申告の利便性・適正性を確保するため、金融庁において所要の対応を講ずる。

## 【国際金融ハブ取引に係る税制措置】

	現状
<b>法人税</b> (運用会社に課税)	<b>30%</b> 役員の業績連動給与 上場会社：損金算入可能 <b>非上場会社：損金算入不可</b>
<b>相続税</b> (ファンドマネージャー等の相続人に課税)	<b>0~55%</b> <b>10年超居住…全世界財産</b> 10年以下居住…国内財産のみ
<b>所得税</b> (ファンドマネージャー個人に課税)	<b>0~55%</b> ファンドマネージャーの運用成果に応じ 出資持分を超えてファンドから分配される 利益 → <b>金融所得にあたるかが不明確。</b>



対応策
<b>投資運用業を主業</b> とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方法等を金融庁ウェブサイトへ掲載する等の場合には、 <b>損金算入を認める。</b>
勤労等のために日本に居住する外国人について、居住期間にかかわらず、 <b>国外財産を相続税の課税対象外</b> とする。
利益の配分に経済的合理性がある場合等においては、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、「株式譲渡益等」として <b>分離課税（一律20%）</b> の対象となることを <b>明確化</b> する。

(その他)

外国投資家が海外ファンド等を通じて日本のファンドに投資する場合、その海外ファンド等の持分が25%以上であっても、投資家単位で25%未満の場合等には、日本での申告を免除する。

## 2. 金融所得課税の一体化

## ◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕

### 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。

### 【大綱の概要（検討事項）】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、**時価評価課税**の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な**租税回避行為を防止**するための具体的な方策を含め、関係者の理解を得つつ、**早期に検討**する。

### 【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	← 現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		
預貯金等	源泉分離	—	

### 3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

## ◆新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長

### 【現状】

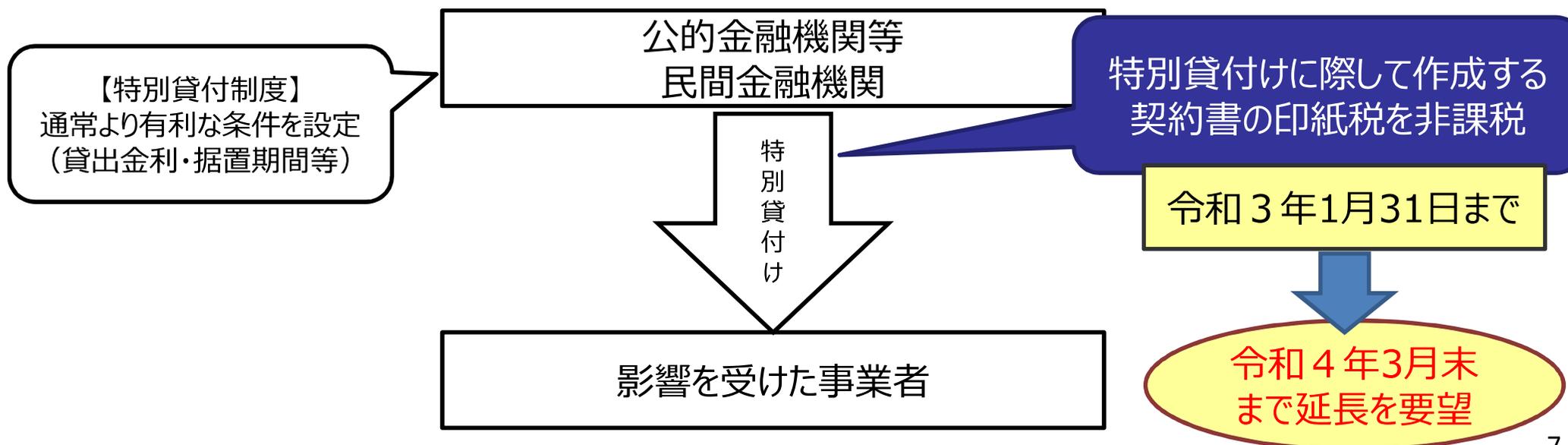
- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、**令和3年1月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税**としている。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する必要がある。

**【大綱の概要】** 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長する。

### 【印紙税の非課税制度の概要】



## 4. 税制上の手続のデジタル化の推進

◆ 税制上の手続のデジタル化の推進(NISA・クロスボーダー取引関連等) 〔金融庁主导、財務省が共同要望  
(クロスボーダー取引のみ)〕

【大綱の概要】

(NISA関連等の電子手続の簡素化)

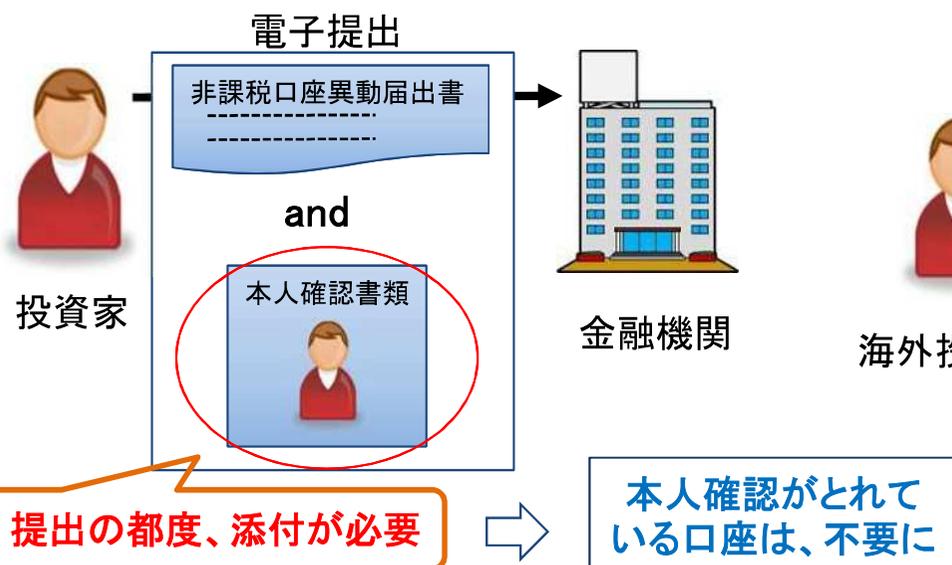
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置を講ずる。

① 次に掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に併せて行うこととされている**住所等確認書類の提示**又は特定署名用電子証明書等の送信を**不要**とする。(後略)

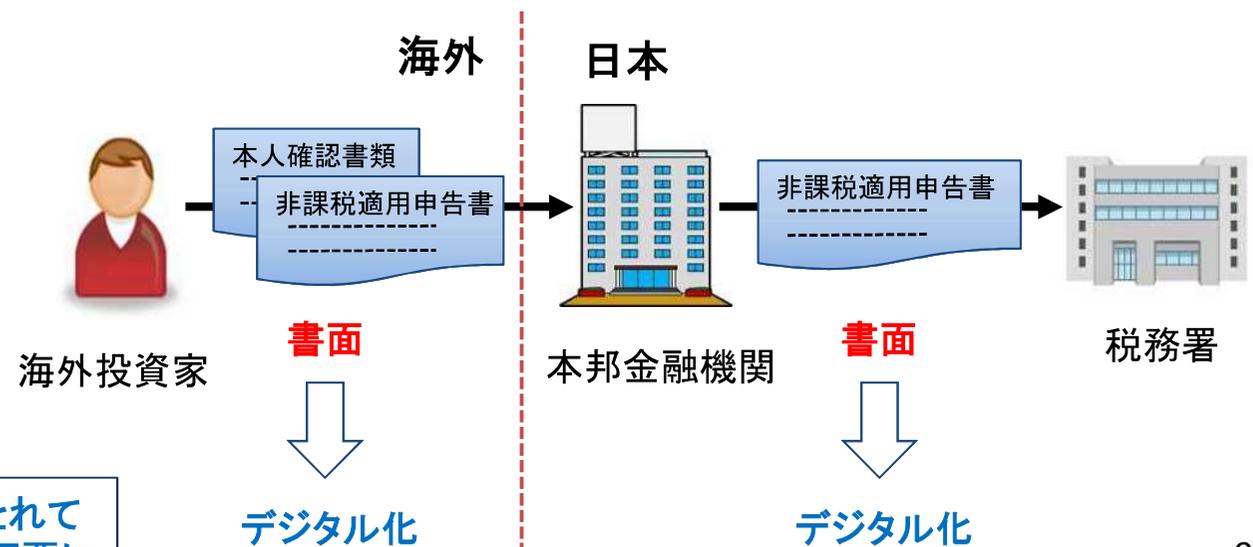
(クロスボーダー取引に係るデジタル化)

次に掲げる書類の公社債等の利子等の支払をする者等に対する書面による提出に代えて、特定振替機関等に対して当該書類に記載すべき事項の**電磁的方法による提供**を行うことができることとする。(後略)

【NISA関連等の電子手続の簡素化】



【クロスボーダー取引に係るデジタル化】



## 5. 生命保険料控除制度の拡充

# ◆ 生命保険料控除制度の拡充 〔金融庁〕

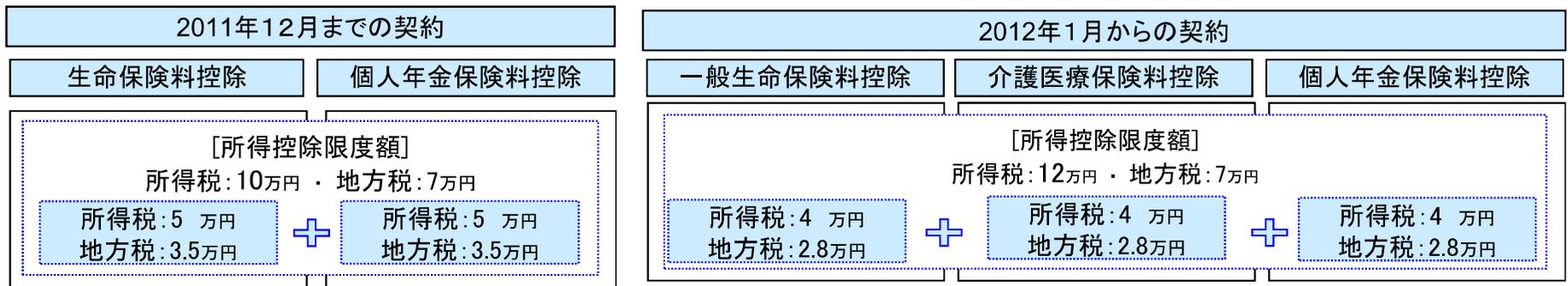
## 【現状及び問題点】

○ 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払生命保険料の一定の金額の所得控除が可能。多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

## 【大綱の概要】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、働き方の多様化を含む経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。

### 【現行制度】



### 【要望する制度】



## 第4節 規制・制度改革等に関する取組み

### I 規制・制度改革に関する取組み

#### 1. 概要

政府においては、2020 事務年度も、「規制改革推進会議」やその下に設置された6つのWG等において、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定された(2021年6月18日閣議決定、以下「2021年実施計画」という)。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民の声を集めて、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結びつけるため、2020年9月に開設された「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」(2013年3月に開設された「規制改革ホットライン」を改組)には、規制改革・行政改革に関する提案が定期的に寄せられており、金融庁もそれらの提案の是非について随時検討を行った。

#### 2. 2020 事務年度に措置した規制・制度改革事項

(1) 「規制改革実施計画」(2020年7月17日閣議決定、以下「2020年実施計画」という)に盛り込まれた事項

#### II 分野別実施事項

##### 1. 成長戦略分野

(2) デジタル時代の規制・制度のあり方

1 デジタル時代の規制・制度のあり方

(6) 書面規制、押印、対面規制の見直し

10 書面規制、押印、対面規制の見直し

3. 投資等分野

(2) フィンテックによる顧客利便性の向上

1 資金移動業の登録を求める収納代行規制の明確化

2 資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いに関する措置

3 金融サービス仲介業者の取扱商品範囲の柔軟な規制

4 金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の水準

(8) スタートアップを促す環境整備

17 プロ私募の要件

18 株式型クラウドファンディングの金額上限の関連規制の見直し

19 非上場株式等の流通市場の見直し

6. デジタルガバメント分野

### (3) 新たな取組

- 6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し
- 7 個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ
- 8 オンライン利用率を大胆に引き上げるための環境整備
- 9 地方公共団体のデジタル化

※詳細については「規制改革フォローアップ（令和3年6月1日規制改革推進会議公表）」参照

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/followup/210601/followup.pdf>

### (2) 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」に寄せられた提案に関する規制の見直し

- ・銀行持株会社の共通重複業務である融資審査業務の対象範囲の拡大や銀行・銀行持株会社が説明書類（いわゆるディスクロージャー誌）を縦覧等に供する際の手続の簡素化に係る銀行法施行規則等の改正を行った（2020年9月30日公布・施行）。
- ・保険募集時に保険会社等が保険契約者等に情報提供が必要な事項について、電磁的交付の拡大を認めるため、保険業法施行規則の改正を行った（2021年1月21日公布・施行）。
- ・保険会社が「その他の付随業務」としてオペレーティングリースの媒介業務を営めることを明確化するため、保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行った（2021年6月9日パブリックコメント実施・8月17日適用）。

### 3. 2021 事務年度に取組む規制・制度改革事項

「2021 年実施計画」に盛り込まれた以下の事項について、検討・措置等を行うこととしている。

#### Ⅱ 分野別実施事項

##### 1. デジタルガバメントの推進

##### (2) 書面、押印、対面の見直し

- 1 書面・押印・対面見直しの確実な推進
- 2 地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化
- 3 キャッシュレス化の推進
- 4 金融分野の行政手続における書面・押印・対面手続の見直し

##### (3) オンライン利用の促進

- 5 オンライン利用率を大胆に引き上げる取組
- (4) デジタル化に向けた基盤の整備等
  - 7 デジタル化に向けた基盤の整備等
- (5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組
  - 8 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組
- (6) その他の行政手続の見直し等
  - 12 国による各種調査の重複排除等の改善
- 2. デジタル時代に向けた規制の見直し
  - (7) 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し
    - 7 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し
- 3. 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革
  - (10) 農協改革の着実な推進
    - 15 農協改革の着実な推進
- 6. その他横断的課題
  - (1) 各府省所管法令に基づく立入検査証統合
    - 1 各府省所管法令に基づく立入検査証統合
  - (2) 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合
    - 2 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

また、規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）に寄せられた提案の是非についても、随時検討を行う。

#### 4. 書面・押印・対面手続の見直しに向けた取組み

「2020 年実施計画」では、書面規制、押印、対面規制の見直しについて、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」とされていた。

金融庁では、書面・押印・対面手続を求めている法令等の見直しや申請・届出等のオンライン提出を可能とするシステム整備等を行った。また、書面・押印・対面を前提とした業界慣行について、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を 9 回開催し、各種手続の電子化状況の把握や電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を行い、2020 年 12 月に論点整理を公表した。

## II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

### 1. 本制度の概要

産業競争力強化法（2014 年 1 月 20 日施行）において、新事業へチャレンジする事

業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

## 2. 本制度の実績

2020 事務年度においては、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、企業実証特例制度に基づく要望のいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としては、事業所管省庁からのグレーゾーン解消制度に基づく照会 1 件（航海予測契約に係る損害賠償サービス）に対応し、回答を公表した。

## 第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

### I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み・進捗状況

#### 1. コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み（別紙1参照）

金融庁においては、成長戦略の一環として、

- ① 2014年2月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、
- ② 2015年6月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

また、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、フォローアップ会議という）が設置された。フォローアップ会議での議論を踏まえ、2018年6月には、コーポレートガバナンス・コードの改訂が行われると同時に、両コードの附属文書である投資家と企業の対話ガイドラインの策定が行われた。その後、2019年4月にフォローアップ会議で取りまとめられた意見書「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」等を踏まえ、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）を開催し、2020年3月24日にスチュワードシップ・コード（再改訂版）を公表した。また、2021年4月に公表されたフォローアップ会議による「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」と題する提言を受け、2021年6月11日には、コーポレートガバナンス・コードの再改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの改訂が行われた。

#### 2. コーポレートガバナンス改革の進捗状況（別紙2参照）

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。

- ① 独立社外取締役を3分の1以上選任する企業が大きく増加し、東証一部上場企業において7割を超えている。
- ② 政策保有株式について、金融機関と事業法人ともに保有が減少しつつあるものの、事業法人における減少は緩やかなものに留まっている。
- ③ 個別の議決権行使結果とその理由を公表する機関投資家が増加している。
- ④ スチュワードシップ・コードの受入れを表明している企業年金は50機関に増加している。（2020年7月以降、新たに15機関が受入れを表明。）

## Ⅱ コーポレートガバナンス・コード（再改訂版）と投資家と企業の対話ガイドライン（改訂版）の公表について（別紙3、4、5参照）

### 1. 再改訂の経緯

コーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて、2020年10月より、フォローアップ会議を再開し、2021年3月まで計7回開催した。

フォローアップ会議における議論や、2021年4月7日から5月7日まで実施したパブリックコメントの結果も踏まえ、2021年6月11日にコーポレートガバナンス・コード（再改訂版）と投資家と企業の対話ガイドライン（改訂版）を公表した。

### 2. 再改訂の概要

コーポレートガバナンス・コード（再改訂版）では、コーポレートガバナンス改革の実効性をより高めるため、以下の項目が新たに盛り込まれた。

#### （1）取締役会の機能発揮

- ・ プライム市場上場企業において、独立社外取締役を3分の1以上選任（必要な場合には、過半数の選任の検討を義務）
- ・ 経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力）と、各取締役のスキルとの対応関係の公表
- ・ 他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任
- ・ 指名委員会・報酬委員会の設置（プライム市場上場企業は、独立社外取締役を委員会の過半数選任を基本とする）

#### （2）企業の中核人材の多様性の確保

- ・ 管理職における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の登用）についての考え方と測定可能な自主目標の設定
- ・ 多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表

#### （3）サステナビリティを巡る課題への取組み

- ・ サステナビリティについて基本的な方針の策定
- ・ サステナビリティについての取組みの開示（特にプライム市場上場企業において、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実）

#### （4）その他の事項

- ・ 親子上場（プライム市場に上場する「子会社」において、独立社外取締役を過半数選任又は利益相反管理のための委員会の設置）
- ・ 株主総会関係（プライム市場上場企業において、議決権電子行使プラットフォーム利用と英文開示の促進）
- ・ 監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理（グループ全体を含めた適切な内部統制や全社的リスク管理体制の構築やその運用状況の監督／内部監査部門が取締役会及び監査役会等に対しても適切に直接報告を行う仕組み）

みの構築)

- ・ 事業ポートフォリオの検討（取締役会で決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況の説明）

# コーポレートガバナンス改革推進の経緯

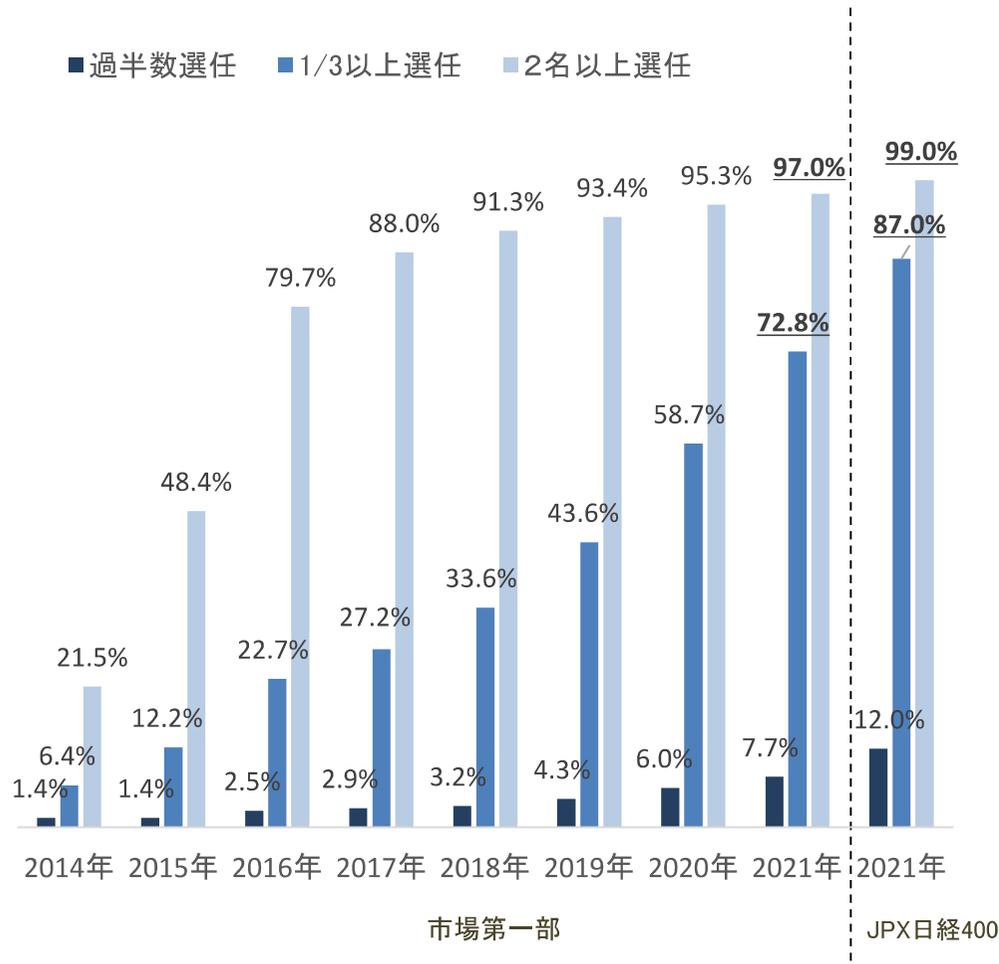
(別紙1)

2013年	6月	<b>「日本再興戦略」</b> 機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版ステュワードシップ・コード)について検討し、取りまとめる。
2014年	2月	<b>ステュワードシップ・コード策定</b>
	6月	<b>「日本再興戦略」改訂2014</b> 上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。
2015年	6月	<b>コーポレートガバナンス・コード適用開始</b> <b>「日本再興戦略」改訂2015</b> 両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。
	8月	<b>「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」設置</b>
2016年	6月	<b>「日本再興戦略 2016」</b> コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。 そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
2017年	5月	<b>改訂版ステュワードシップ・コード公表</b>
	6月	<b>「未来投資戦略 2017」</b> コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。
	12月	<b>「新しい経済政策パッケージ」</b> 投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
2018年	6月	<b>改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表</b> <b>「未来投資戦略 2018」</b> 環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEO の選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
2019年	6月	<b>「成長戦略(2019年)」</b> 投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020 年度内を目途に、ステュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。
2020年	3月	<b>再改訂版ステュワードシップ・コード公表</b>
	7月	<b>「成長戦略フォローアップ(2020年)」</b> 「コーポレートガバナンス・コード」について、更なる中長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進(…(中略)…事業再編を促進するための実務指針との連携も検討する。)、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性(サステナビリティ)についての考慮や社外取締役の質の向上などの論点につき検討を行った上で2021年中に改訂を行う。
2021年	6月	<b>再改訂版コーポレートガバナンス・コード、改訂版「投資家と企業の対話ガイドライン」公表</b> <b>「成長戦略実行計画(2021年)」</b> 中長期的な企業価値の向上に向けて、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき以下の取組を推進する。 取締役会がその機能を適切に発揮するため、プライム市場上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任する。 上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。

# コーポレートガバナンス改革の進捗状況(企業)

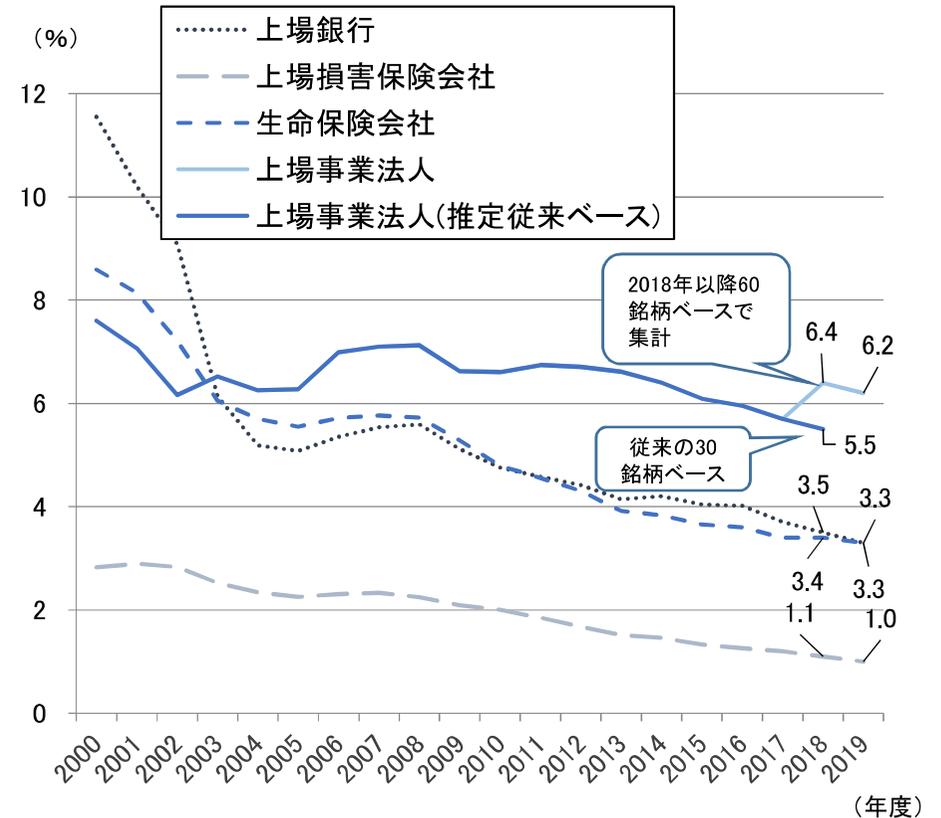
(別紙2)

## 独立社外取締役を2名、1/3以上又は過半数選任する企業の推移



(出所)東京証券取引所

## 保有主体別に見た持ち合い比率の内訳(時価ベースの比率)



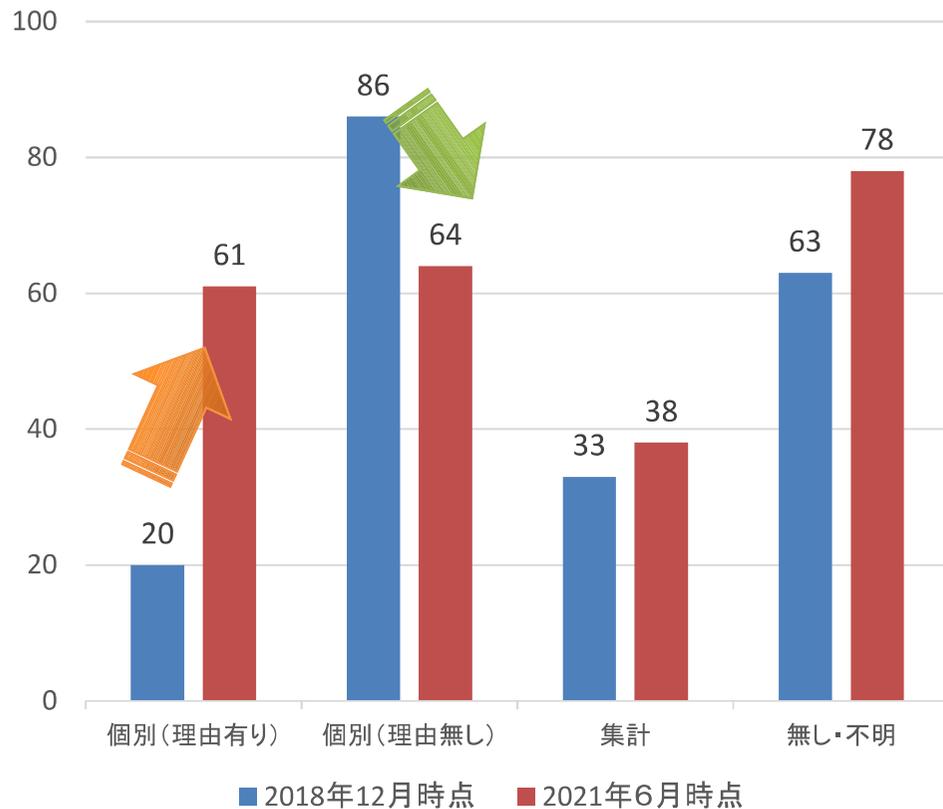
(注) 上場会社及び保険会社が政策保有するほかの上場会社株式(時価ベース)の、市場全体の時価総額に対する比率(ただし、子会社、関連会社株式を除く)。

(注) 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部改正により、2019年3月決算期の有価証券報告書から、純投資と政策投資の区分の基準や考え方や、個別の政策保有株式の保有目的・効果について、定量的な効果を含めたより具体的な説明などが求められている。加えて、個別開示の対象となる保有銘柄数が、原則、従来の30銘柄から60銘柄に拡大されている。

(出所) (株)野村資本市場研究所「金融情報アップデート」(2020年9月14日)より金融庁作成

# コーポレートガバナンス改革の進捗状況（機関投資家）

## 機関投資家による議決権行使結果の公表状況



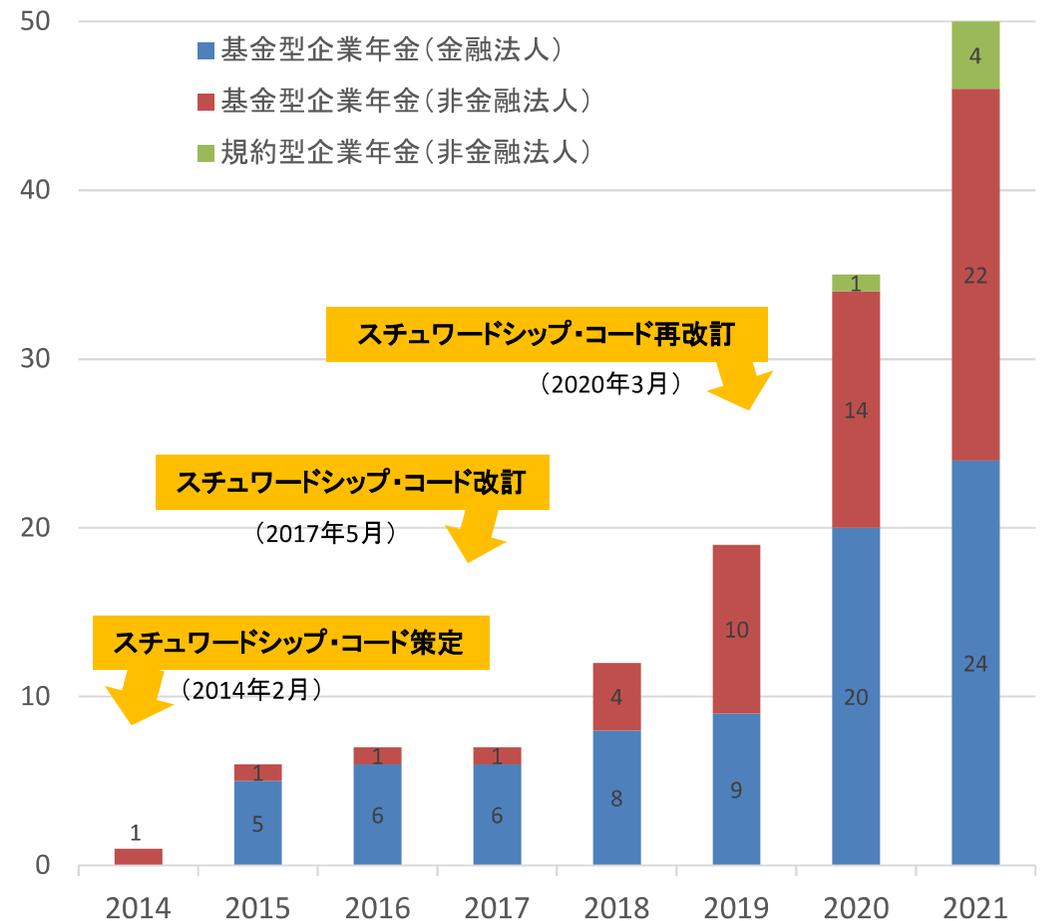
（注1）2018年12月31日時点でステュワードシップ・コードを受け入れている241機関のウェブサイト等の情報及び2021年6月30日時点でステュワードシップ・コードを受け入れている309機関のウェブサイト等の情報を基に作成。ただし、年金基金等を除く。

（注2）議決権行使結果の個別開示には、上場企業等の一部企業のみについて個別開示している運用機関も含めて集計している。

（出所）金融庁

## 企業年金によるステュワードシップ・コード受入れ

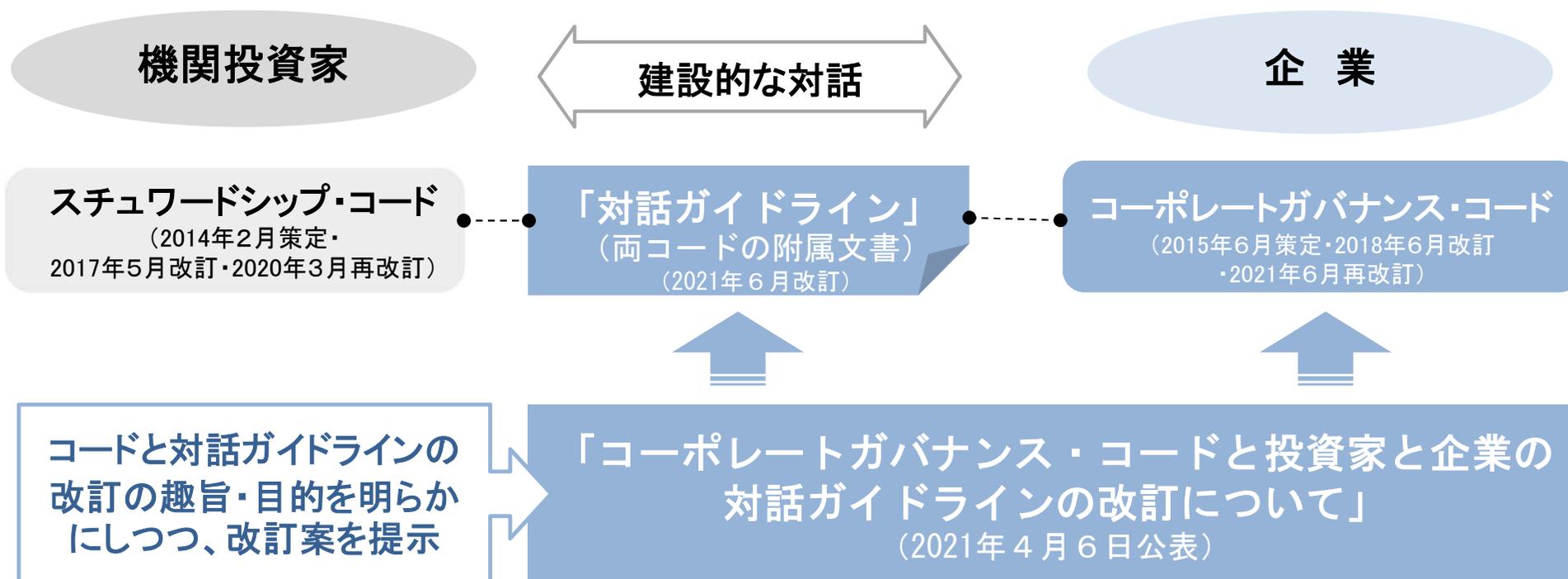
（受入機関数）



（注）調査時点は原則として各年6月30日現在。

（出所）金融庁

- 新型コロナの中で企業がより高度なガバナンスを発揮する後押しをするための議論を経て、フォローアップ会議において、本年4月6日、「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」(「改訂意見書」)を取りまとめた。
- 改訂意見書に従い、東京証券取引所及び金融庁において、コーポレートガバナンス・コード及び対話ガイドラインの改訂版を6月11日に公表。



## コーポレートガバナンス・コードの改訂(2021年)の概要

### ① 取締役会の機能発揮

- ・プライム市場上場企業において、独立社外取締役を3分の1以上選任(必要な場合には、過半数の選任の検討を慫慂)
- ・経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル(知識・経験・能力)と、各取締役のスキルとの対応関係の公表
- ・他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任
- ・指名委員会・報酬委員会の設置(プライム市場上場企業は、独立社外取締役を委員会の過半数選任を基本とする)

### ② 企業の中核人材の多様性の確保

- ・管理職における多様性の確保(女性・外国人・中途採用者の登用)についての考え方と測定可能な自主目標の設定
- ・多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表

### ③ サステナビリティを巡る課題への取り組み

- ・サステナビリティについて基本的な方針の策定
- ・サステナビリティについての取組みの開示(特にプライム市場上場企業において、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実)

### ④ 上記以外の主な課題

- ・[グループガバナンスの在り方]プライム市場に上場する「子会社」において、独立社外取締役を過半数選任又は利益相反管理のための委員会の設置
- ・[監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理]グループ全体を含めた適切な内部統制や全社的リスク管理体制の構築やその運用状況の監督／内部監査部門が取締役会及び監査役会等に対しても適切に直接報告を行う仕組みの構築
- ・[株主総会関係]プライム市場上場企業において、議決権電子行使プラットフォーム利用と英文開示の促進
- ・[事業ポートフォリオの検討]取締役会で決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況の説明

# コーポレートガバナンス・コード

～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～



2021年6月11日

株式会社東京証券取引所

## コーポレートガバナンス・コードについて

本コードにおいて、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。

本コードは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる。

## 基本原則

### 【株主の権利・平等性の確保】

1. 上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

### 【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

2. 上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

### 【適切な情報開示と透明性の確保】

3. 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

#### 【取締役会等の責務】

4. 上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
  - (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
  - (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと
- をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

#### 【株主との対話】

5. 上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

## 第1章 株主の権利・平等性の確保

### 【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

### 考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの適切な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に配慮することにより、株主との適切な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

**【原則 1-1. 株主の権利の確保】**

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

- 1-1 ① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。
- 1-1 ② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。
- 1-1 ③ 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

**【原則 1-2. 株主総会における権利行使】**

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

**補充原則**

- 1-2 ① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。
- 1-2 ② 上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

- 1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。
- 1-2④ 上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。  
特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。
- 1-2⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

**【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】**

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

**【原則1-4. 政策保有株式】**

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

**補充原則**

- 1-4① 上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。
- 1-4② 上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

**【原則 1-5. いわゆる買収防衛策】**

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

**補充原則**

- 1-5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

**【原則 1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】**

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

**【原則 1-7. 関連当事者間の取引】**

上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

### 考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。

また、「持続可能な開発目標」(SDGs)が国連サミットで採択され、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)への賛同機関数が増加するなど、中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)が重要な経営課題であるとの意識が高まっている。こうした中、我が国企業においては、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

**【原則 2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】**

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

**【原則 2-2. 会社の行動準則の策定・実践】**

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

**補充原則**

- 2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

**【原則 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】**

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

- 2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

**【原則 2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】**

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

## 補充原則

2-4① 上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

### 【原則2-5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

## 補充原則

2-5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

### 【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのステュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

### 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

#### 考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるESG要素）などについて説明等を行ういわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側において情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版ステワードシップ・コード》を踏まえた建設的な対話にも資するものである。

### 【原則 3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

### 補充原則

- 3-1 ① 上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。
- 3-1 ② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。  
特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。
- 3-1 ③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。  
特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

**【原則 3-2. 外部会計監査人】**

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

## 第4章 取締役会等の責務

### 【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

### 考え方

上場会社は、通常、会社法が規定する機関設計のうち主要な3種類（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）のいずれかを選択することとされている。前者（監査役会設置会社）は、取締役会と監査役・監査役会に統治機能を担わせる我が国独自の制度である。その制度では、監査役は、取締役・経営陣等の職務執行の監査を行うこととされており、法律に基づく調査権限が付与されている。また、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役（株主総会で選任）の半数以上は社外監査役とし、かつ常勤の監査役を置くこととされている。後者の2つは、取締役会に委員会を設置して一定の役割を担わせることにより監督機能の強化を目指すものであるという点において、諸外国にも類例が見られる制度である。上記の3種類の機関設計のいずれを採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである。

また、本コードを策定する大きな目的の一つは、上場会社による透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促すことにあるが、上場会社の意思決定のうちには、外部環境の変化その他の事情により、結果として会社に損害を生じさせることとなるものが無いとは言い切れない。その場合、経営陣・取締役が損害賠償責任を負うか否かの判断に際しては、一般的に、その意思決定の時点における意思決定過程の合理性が重要な考慮要素の一つとなるものと考えられるが、本コードには、ここでいう意思決定過程の合理性を担保することに寄与すると考えられる内容が含まれており、本コードは、上場会社の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促す効果を持つこととなるものと期待している。

そして、支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱

ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社には、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が求められる。

**【原則 4-1. 取締役会の役割・責務(1)】**

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

**補充原則**

- 4-1① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。
- 4-1② 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。
- 4-1③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

**【原則 4-2. 取締役会の役割・責務(2)】**

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

## 補充原則

- 4-2① 取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。
- 4-2② 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。
- また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

### 【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

## 補充原則

- 4-3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。
- 4-3② 取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。
- 4-3③ 取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。
- 4-3④ 内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

**【原則 4－4. 監査役及び監査役会の役割・責務】**

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

**補充原則**

- 4－4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

**【原則 4－5. 取締役・監査役等の受託者責任】**

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

**【原則 4－6. 経営の監督と執行】**

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

#### 【原則 4-7. 独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

#### 【原則 4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

#### 補充原則

- 4-8① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的で開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。
- 4-8② 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。
- 4-8③ 支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

**【原則 4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

**【原則 4－10. 任意の仕組みの活用】**

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

**補充原則**

4－10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

**【原則 4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

## 補充原則

- 4-11① 取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。
- 4-11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。
- 4-11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

### **【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】**

**取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。**

## 補充原則

- 4-12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。
- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
  - (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
  - (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
  - (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
  - (v) 審議時間を十分に確保すること

#### 【原則 4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

#### 補充原則

- 4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。
- 4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。
- 4-13③ 上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

#### 【原則 4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

#### 補充原則

- 4-14① 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

4-14② 上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

## 第5章 株主との対話

### 【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

### 考え方

『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことが求められている。

上場会社にとっても、株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進する上で極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも貸金債権、貸付債権等の債権者であり、株主と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話を通じてその声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

**【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】**

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

**補充原則**

- ５－１① 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。
- ５－１② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。
- （i）株主との対話全般について、下記（ii）～（v）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
  - （ii）対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
  - （iii）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
  - （iv）対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
  - （v）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
- ５－１③ 上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

**【原則５－２．経営戦略や経営計画の策定・公表】**

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

## 補充原則

- 5-2① 上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

# 投資家と企業の対話ガイドライン

金融庁

2018年6月1日 策定

2021年6月11日 改訂

## 投資家と企業の対話ガイドラインについて

本ガイドラインは、コーポレートガバナンスを巡る現在の課題を踏まえ、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが求める持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた機関投資家と企業の対話において、重点的に議論することが期待される事項を取りまとめたものである。機関投資家と企業との間で、これらの事項について建設的な対話が行われることを通じ、企業が、自社の経営理念に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、ひいては経済全体の成長と国民の安定的な資産形成に寄与することが期待される。

本ガイドラインは、両コードの附属文書として位置付けられるものである。このため、本ガイドラインは、その内容自体について、「コンプライ・オア・エクスプレイン」を求めものではないが、両コードの実効的な「コンプライ・オア・エクスプレイン」<sup>1</sup>を促すことを意図している。企業がコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施する場合（各原則が求める開示を行う場合を含む）や、実施しない理由の説明を行う場合には、本ガイドラインの趣旨を踏まえることが期待される。

なお、コーポレートガバナンスを巡る課題やこうした課題に対処する際の優先順位は、企業の置かれた状況により差異があることから、対話に当たっては、形式的な対応を行うことは適切でなく、個々の企業ごとの事情<sup>2</sup>を踏まえた実効的な対話を行うことが重要である。

### 1. 経営環境の変化に対応した経営判断

- 1-1. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための具体的な経営戦略・経営計画等が策定・公表されているか。また、こうした経営戦略・経営計画等が、経営理念と整合的なものとなっているか。
- 1-2. 経営陣が、自社の事業のリスクなどを適切に反映した資本コストを的確に把握しているか。その上で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、収益力・資本効率等に関する目標を設定し、資本コストを意識した経営が行われているか。また、こうした目標を設定した理由が分かりやすく説明されているか。中長期的に資本コストに見合うリターンを上げているか。
- 1-3. ESGやSDGsに対する社会的要請・関心の高まりやデジタルトランスフォーメーションの進展<sup>3</sup>、サイバーセキュリティ対応の必要性、サプライチェーン全体での公正・適正な取引や国際的な経済安全保障を巡る環境変化への対応の必要性等

<sup>1</sup> 機関投資家と企業の建設的な対話を充実させていく観点からは、各原則を実施する場合も、併せて自らの具体的な取組みについて積極的に説明を行うことが有益であると考えられる。

<sup>2</sup> 企業においてはグループ経営を行っている場合も多く、本ガイドラインは、そうした企業も想定して策定されている。こうした企業の事情を踏まえるに当たっては、グループとしての視点を織り込むことが想定される。

<sup>3</sup> カーボンニュートラルの実現へ向けた技術革新やデジタルトランスフォーメーション等を主導するに当たっては、最高技術責任者（CTO）の設置等の経営陣の体制整備が重要との指摘があった。

の事業を取り巻く環境の変化が、経営戦略・経営計画等において適切に反映されているか。また、例えば、取締役会の下または経営陣の側に、サステナビリティに関する委員会を設置するなど、サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組みを整備しているか。

- 1-4. 経営戦略・経営計画等の下、事業を取り巻く経営環境や事業等のリスクを的確に把握し、より成長性の高い新規事業への投資や既存事業からの撤退・売却を含む事業ポートフォリオの組替えなど、果敢な経営判断が行われているか。その際、事業ポートフォリオの見直しについて、その方針が明確に定められ、見直しのプロセスが実効的なものとして機能しているか。

## **2. 投資戦略・財務管理の方針**

- 2-1. 保有する資源を有効活用し、中長期的に資本コストに見合うリターンを上げる観点から、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた設備投資・研究開発投資・人件費も含めた人的資本への投資等が、戦略的・計画的に行われているか。
- 2-2. 経営戦略や投資戦略を踏まえ、資本コストを意識した資本の構成や手元資金の活用を含めた財務管理の方針が適切に策定・運用されているか。また、投資戦略の実行を支える営業キャッシュフローを十分に確保するなど、持続的な経営戦略・投資戦略の実現が図られているか。

## **3. CEOの選解任・取締役会の機能発揮等**

### **【CEOの選解任・育成等】**

- 3-1. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営環境の変化に対応した果敢な経営判断を行うことができるCEOを選任するため、CEOに求められる資質について、確立された考え方があるか。
- 3-2. 客観性・適時性・透明性ある手続により、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOが選任されているか。こうした手続を実効的なものとするために、独立した指名委員会が必要な権限を備え、活用されているか。
- 3-3. CEOの後継者計画が適切に策定・運用され、後継者候補の育成（必要に応じ、社外の人材を選定することも含む）が、十分な時間と資源をかけて計画的に行われているか。

- 3-4. 会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続が確立されているか。

#### 【経営陣の報酬決定】

- 3-5. 経営陣の報酬制度を、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう設計し、適切に具体的な報酬額を決定するための客観性・透明性ある手続が確立されているか。こうした手続を実効的なものとするために、独立した報酬委員会が必要な権限を備え、活用されているか。また、報酬制度や具体的な報酬額の適切性が、分かりやすく説明されているか。

#### 【取締役会の機能発揮】

- 3-6. 取締役会が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、適切な知識・経験・能力を全体として備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性を十分に確保した形で構成されているか。その際、取締役として女性が選任されているか。
- 3-7. 取締役会が求められる役割・責務を果たしているかなど、取締役会の実効性評価が適切に行われ、評価を通じて認識された課題を含め、その結果が分かりやすく開示・説明されているか。取締役会の実効性確保の観点から、各取締役や法定・任意の委員会についての評価が適切に行われているか。

#### 【独立社外取締役の選任・機能発揮】

- 3-8. 取締役会全体として適切なスキル等が備えられるよう、必要な資質を有する独立社外取締役が、十分な人数選任されているか。必要に応じて独立社外取締役を取締役会議長に選任することなども含め、取締役会が経営に対する監督の実効性を確保しているか。

また、独立社外取締役は、資本効率などの財務に関する知識や関係法令等の理解など、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に実効的に寄与していくために必要な知見を備えているか。

独立社外取締役の再任・退任等について、自社が抱える課題やその変化などを踏まえ、適切な対応がなされているか。

3-9. 独立社外取締役は、自らの役割・責務を認識し、経営陣に対し、経営課題に対応した適切な助言・監督を行っているか。

【監査役<sup>4</sup>の選任・機能発揮及び監査の信頼性の確保・実効性のあるリスク管理の在り方】

3-10. 監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が、監査役会の同意をはじめとする適切な手続を経て選任されているか。

3-11. 監査役は、業務監査を適切に行うとともに、監査上の主要な検討事項の検討プロセスにおける外部会計監査人との協議を含め、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているか。監査役に対する十分な支援体制が整えられ、監査役と内部監査部門との適切な連携が確保されているか。

3-12. 内部通報制度の運用の実効性を確保するため、内部通報に係る体制・運用実績について開示・説明する際には、分かりやすいものとなっているか。

---

<sup>4</sup> 本節の趣旨は、監査委員・監査等委員についても当てはまるものである。

## 4. ガバナンス上の個別課題

### (1) 株主総会の在り方

- 4-1-1. 株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案に関して、株主と対話をする際には、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析結果、対応の検討結果が、可能な範囲で分かりやすく説明されているか。
- 4-1-2. 株主総会の招集通知に記載する情報を、内容の確定後速やかにTDnet及び自社のウェブサイト等で公表するなど、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるような情報開示に努めているか。
- 4-1-3. 株主総会が株主との建設的な対話の場であることを意識し、例えば、有価証券報告書を株主総会開催日の前に提出するなど、株主との建設的な対話の充実に向けた取組みの検討を行っているか。  
また、不測の事態が生じても株主へ正確に情報提供しつつ、決算・監査のための時間的余裕を確保できるよう、株主総会関連の日程の適切な設定を含め、株主総会の在り方について検討を行っているか。
- 4-1-4. 株主の出席・参加機会の確保等の観点からバーチャル方式により株主総会を開催する場合には、株主の利益の確保に配慮し、その運営に当たり透明性・公正性が確保されるよう、適切な対応を行っているか。

### (2) 政策保有株式

#### 【政策保有株式の適否の検証等】

- 4-2-1. 政策保有株式<sup>5</sup>について、それぞれの銘柄の保有目的や、保有銘柄の異動を含む保有状況が、分かりやすく説明されているか。  
個別銘柄の保有の適否について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、取締役会において検証を行った上、適切な意思決定が行われているか。特に、保有効果の検証が、例えば、独立社外取締役の実効的な関与等により、株主共同の利益の視点を十分に踏まえたものになっているか。  
そうした検証の内容について検証の手法も含め具体的に分かりやすく開示・説明されているか。  
政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な基準が策定され、分かりやすく開示されているか。また、策定した基準に基づいて、適切に議決権行使が行われているか。

<sup>5</sup> 企業が直接保有していないが、企業の実質的な政策保有株式となっている株式を含む。

- 4-2-2. 政策保有に関する方針の開示において、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方を明確化し、そうした方針・考え方に沿って適切な対応がなされているか。

#### 【政策保有株主との関係】

- 4-2-3. 自社の株式を政策保有株式として保有している企業（政策保有株主）から当該株式の売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げていないか。
- 4-2-4. 政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行っていないか。

#### （3）アセットオーナー

- 4-3-1. 自社の企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、母体企業として、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置（外部の専門家の採用も含む）などの人事面や運営面における取組みを行っているか<sup>6</sup>。また、そうした取組みの内容が分かりやすく開示・説明されているか。
- 4-3-2. 自社の企業年金の運用に当たり、企業年金に対して、自社の取引先との関係維持の観点から運用委託先を選定することを求めるなどにより、企業年金の適切な運用を妨げていないか。

#### （4）株主と企業の対話の充実

- 4-4-1. 株主との面談の対応者について、株主の希望と面談の主な関心事項に対応できるよう、例えば、「筆頭独立社外取締役」の設置など、適切に取組みを行っているか。

---

<sup>6</sup> 対話に当たっては、こうした取組みにより母体企業と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反が適切に管理されているかについても、留意が必要である。

## 第6節 自然災害等の被災者への対応

### I 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害による被災した個人債務者の生活や事業の再建を支援するため、2015年9月2日に金融機関等団体の関係者等や、学識経験者等の関係機関により構成される「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。同研究会において、東日本大震災での経験も踏まえながら、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」という。）が同年12月25日に策定され、2016年4月1日に運用が開始された。

なお、東日本大震災の被災者の私的整理による債務免除に係る金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」については、2021年4月1日に自然災害ガイドラインに統合され、引き続き、同ガイドラインに基づき東日本大震災の被災者支援を行うこととされた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入・売上が大きく減少することなどによって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務の返済が困難となる個人や個人事業主の生活や事業の再建を支援するため、同研究会において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者の債務整理に関する、金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』（以下「コロナ特則」という。）が2020年10月30日に策定され、同年12月1日に運用が開始された。（別紙1～3参照）

2020事務年度においても、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなく自然災害ガイドライン等を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行った。

具体的には、自然災害ガイドライン等の活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞や地域情報誌折込チラシ）、地方公共団体や金融機関を通じたチラシ配布などによる周知広報を実施した。

（参考）自然災害ガイドライン等の運用状況（2021年6月30日時点）

	自然災害 (2016年4月～)	コロナ特則 (2020年12月～)	合計
委嘱件数	1,189	1,085	2,274
うち手続き中	61	785	846
債務整理成立件数	556	3	559

## II 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用及び機構等が支援決定を行った事業者の事業再生に向けた支援に継続的に貢献していくよう促してきた。

(参考)

(2021年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	2011年11月11日	2011年12月27日	2011年12月28日	2011年11月30日	2012年3月28日
買取決定	110先	144先	49先	20先	16先

東日本大震災事業者再生支援機構	
設立	2012年2月22日
支援決定	747先

※ 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の申込受付は、2021年3月に終了。

## III 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等における2020年3月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年9月30日に、同年9月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については、2021年3月3日に報告内容を公表した。

## IV 令和2年7月豪雨等への対応

令和2年7月豪雨をはじめとする発災後、災害救助法の適用を受けた際には、速やかに関係金融機関等に対し、迅速かつ的確に被災者の便宜を考慮した「金融上の措置」を講じるよう要請した。

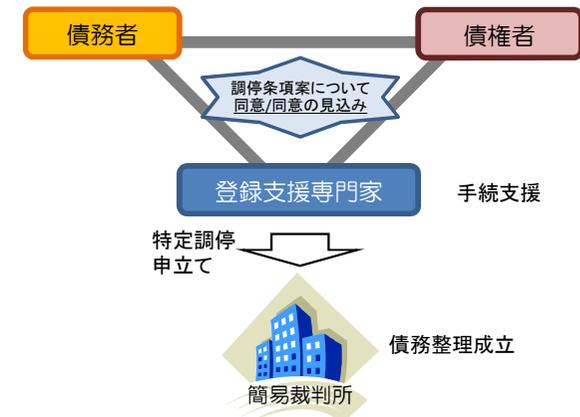
金融庁としては、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。（別紙4参照）

# 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について (平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

(別紙1)

## ■ ガイドラインの概要

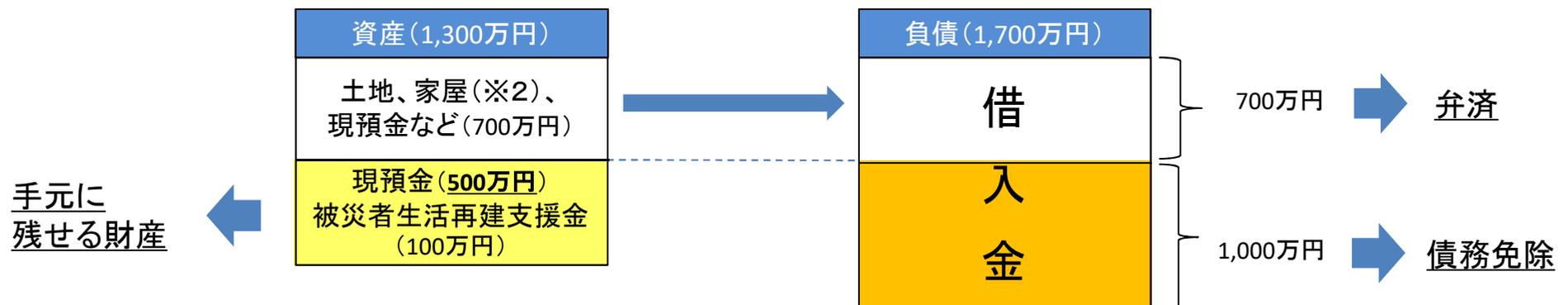
- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。



## ■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入りに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けすることができる。

## ■ 債務整理のイメージ(例) ※1



※1 上記の例はあくまでもイメージであり、実際に債務の免除等を受けるためには、ガイドラインに定める一定の要件を満たす必要があり、債務免除の額等については、債務者の被災状況、生活状況などの個別事情により異なる。

※2 保有する資産(自宅跡地等)については、「公正な価額」(時価に相当する額)を分割弁済することにより、換価・処分せずに手元に残すことが可能。

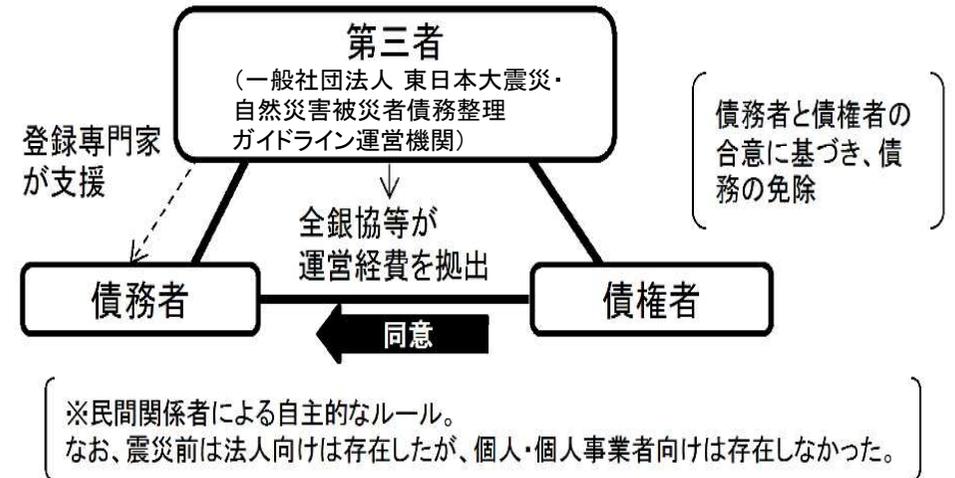
# 「個人版私的整理ガイドライン」(東日本大震災の被災者の私的整理) (平成23年8月～令和3年3月(以降、自然災害ガイドラインと統合))

(別紙2)

## ■ ガイドラインの概要

- 東日本大震災の被災者の私的整理に関する民間関係者間の自主ルール  
平成23年8月より適用開始。国は弁護士費用を全額補助
- 債務者は、法的手続による不利益(新規借入れ不可等)を回避し、債権者との私的な合意により債務免除を享受  
※手元に残せる財産：現預金500万円、義捐金等、家財に係る保険金250万円、震災後に上記財産の範囲で購入した不動産
- 法的整理、個人版私的整理ガイドラインによる債務免除のメリット・デメリット

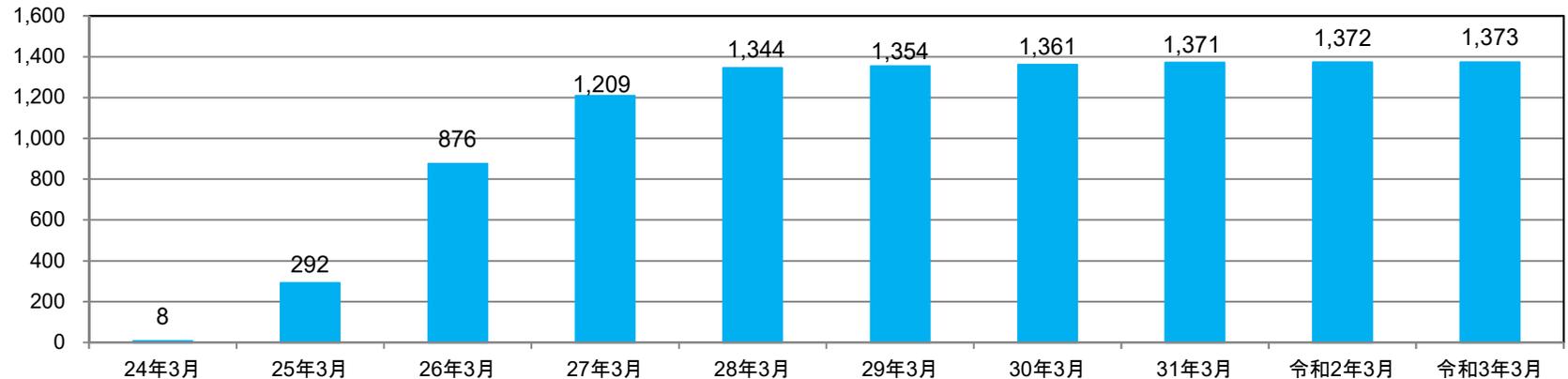
	法的整理(個人破産)	私的整理ガイドライン
個人信用情報(いわゆるブラックリスト)の登録	有	無
債権者の同意	全債権者の同意は不要	全債権者の同意が必要
弁護士費用	20～30万円	全額国庫補助(登録専門家に限る)



## ■ 実績(令和3年3月31日現在)

個別相談・債務整理の成立件数の推移

○債務整理の成立  
1,373件



## ■ 自然災害ガイドライン(以下、「自然災害GL」と個人債務者私的整理ガイドライン(以下、「個人版GL」)の統合

- 東日本大震災の被災者支援のための個人版GLを、以下の理由から、全国を支援対象としている自然災害GLに統合。  
東日本大震災の被災者の債務整理支援の経験を踏まえ、日本全国を支援対象とし、様々な自然災害における被災者支援のための新たな債務整理支援の枠組みとして策定された自然災害GLに、個人版GLを統合し、引き続き東日本大震災の被災者支援も行っていく。なお、自然災害GLは、裁判所による特定調停方式により公平性や客観性の確保や、迅速かつ円滑な債務整理など被災者支援に資するしくみとなっている(上記と合わせて自然災害GLを改正し、令和3年4月1日より適用開始)。

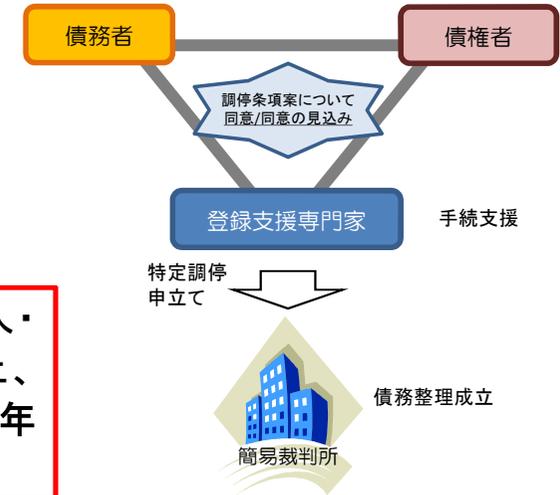
# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・個人事業主に対する「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による支援のための特則について (令和2年10月30日制定、令和2年12月1日適用開始)

## ■ 自然災害ガイドラインの概要とコロナ特則

- 自然災害ガイドラインは、全国銀行協会等による民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者を対象とし、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続によらず債務免除等を受けることが可能。



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、法的整理の要件に該当することになった個人・個人事業主についても、同ガイドラインの支援対象に追加するため、関係機関と調整の上、令和2年10月30日に特則を制定・公表し、生活や事業の再建の支援を実施する(令和2年12月1日より適用開始)。



## ■ コロナ特則の支援対象

- 新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された令和2年2月1日を基準日とし、同日以降に失業や収入・売上が大きく減少するなどにより、債務が弁済困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人・個人事業主が支援対象。

## ■ 主なポイント

- 従来の支援スキームに加え、民事再生法の住宅資金特別条項と同様の支援スキーム(※)の導入により、住宅を手放すことなく生活や事業の再建ができる。  
※住宅資金特別条項による支援スキーム:住宅資金貸付債権(住宅ローン)については、従来どおり又はリスケジュールして弁済を継続することにより、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務を整理することができるしくみ。
- 特別定額給付金等の差押禁止財産に加え、財産の一部をローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

## 災害救助法適用の状況（令和2年7月1日～令和3年6月30日）

## ○令和2年7月3日からの大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
熊本県	7月4日（7月4日）	九州財務局	7月4日
鹿児島県	7月4日（7月4日）	九州財務局	7月4日
福岡県	7月6日（7月7日）	福岡財務支局	7月7日
長野県	7月8日（7月8日）	関東財務局	7月8日
大分県	7月6日（7月8日）	九州財務局	7月8日
岐阜県	7月8日（7月8日）	東海財務局	7月8日
島根県	7月13日（7月15日）	中国財務局	7月16日
佐賀県	7月6日（7月15日）	福岡財務支局	7月16日
山形県	7月28日（7月29日）	東北財務局	7月29日

## ○令和2年台風第14号

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
東京都	10月10日（10月10日）	関東財務局	10月12日

## ○令和2年12月16日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
新潟県	12月17日（12月17日）	関東財務局	12月17日

## ○令和3年1月7日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
秋田県	1月7日（1月7日）	東北財務局	1月7日
新潟県	1月10日（1月10日）	関東財務局	1月12日
福井県	1月9日（1月10日）	北陸財務局	1月12日
富山県	1月9日（1月10日）	北陸財務局	1月12日

## ○令和3年福島県沖を震源とする地震

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
福島県	2月13日（2月14日）	東北財務局	2月14日

## ○令和3年栃木県足利市における大規模火災

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
栃木県	2月23日（2月25日）	関東財務局	2月25日

## ○令和3年新潟県糸魚川市における地滑り

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
新潟県	3月4日（3月4日）	関東財務局	3月5日

## ○島根県松江市における大規模火災

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
島根県	4月1日（4月2日）	中国財務局	4月2日

## 第7節 新型コロナウイルス感染症への対応

### I 民間金融機関による事業者等の資金繰り支援促進等のための施策

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者が厳しい資金繰り状況に直面する中、金融庁は、関係省庁と連携しつつ、金融機関による、事業者への迅速かつ適切な資金繰り支援等が実施されるよう、様々な取組みを進めてきた。(別紙1参照) 具体的には、金融機関に累次の要請を行ったほか、民間金融機関による「実質無利子・無担保融資」の適切な運用の促進や官民金融機関の連携強化、金融機関との取引に係る相談窓口で受け付けた相談に関する事実関係の確認と適切な対応の働きかけなどに取り組んだ。金融機関は既往債務の条件変更や新規融資の実施など、資金繰り支援に取り組んでおり、貸出金も大幅に増加している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、保険契約者との対面での保険契約の手続が困難な事案が生じた場合、保険料の払込及び保険契約の更新について猶予期間を設ける等適宜の措置を講じるよう、保険契約者保護の観点から要請を実施した。

### II 金融機関等の業務継続体制について

金融庁は、新型コロナウイルス感染症に係る金融機関等の業務継続体制について、金融機関等に対し、累次の要請を実施した。2020年11月30日、中小企業等の金融の円滑化について、関係省庁の大臣と官民の金融機関団体等との意見交換会を開催し、「年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」において、今後も引き続き、業務の継続について適切な対応に努めることを要請した。さらに、2021年1月7日及び4月23日、緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)」において、金融機能の維持や顧客保護の観点から、「緊急事態宣言の対象地域における金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方」に基づき、必要業務の継続について適切な対応に努めることを要請した。

### III 検査・監督・規制上の対応

#### 1. 企業決算・監査等への対応 (別紙2参照)

主に3月期決算企業の決算作業及び監査法人による監査をめぐる課題への対応につき、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため、2020年4月3日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」を設置した。

2021年1月、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに関連し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、有価証券報告

書等について、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務(支)局長の承認により、提出期限の延長を認める旨をウェブサイトにおいて周知した(同年4月、再周知)。

同年2月にコロナの影響の長期化、収束時期等を予測することが困難である状況が続いていることを踏まえ、連絡協議会を再開し、3月期決算に向けた作業の本格化に向け、各メンバーの取組みを共有、周知することや、緊急事態宣言発令のもと、決算業務に支障が生じていないか等の状況認識を確認すべく、同年4月までに3回開催した。3月期決算企業・監査業務スケジュールへの影響が懸念されたが、各メンバーより、例年どおり順調に進んでいることが報告されている。

## 2. 金融機関等の報告の提出期限の延長等への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、同年1月7日に再び緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、法令上提出期限の確定している金融機関等の報告・届出について、柔軟な対応を検討する旨などを、同年1月8日に改めて当庁ウェブサイトで公表した。

# IV 新型コロナウイルス感染症を踏まえたその他の措置

## 1. 広報活動の強化

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々が、金融庁の資金繰り支援等の取組みに関する情報を容易に入手できるよう、金融庁ウェブサイトにおいて特設ページを開設し、情報発信に向けて取り組んでいる。

2020事務年度においては、緊急事態宣言の発出・延長に伴う資金繰り支援等の要請、金融機関における貸付条件の変更等の状況等の公表、企業の決算・監査、情報開示に関する情報等を集約して掲載した。また、英語版の特設ページにおいても、日本語の特設ページに記載されている各種施策等の英訳を掲載した。

さらに、政府広報を活用し、民間金融機関による資金繰り支援等に関するインターネットバナー広告、新聞突出し広告及び動画配信に取り組んだ。

## 2. 国際的な連携

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた規制・監督上の対応等について、国際機関・海外当局等との間で迅速に情報共有を行った。また、国際会議や国際基準設定主体等の新型コロナウイルス感染症対応に関する議論にも積極的な貢献を行った。

### (1) G20

G20においては、首脳会合や複数回の財務大臣・中央銀行総裁会合が開催され、共同声明等が発出された。2020年7月以降に公表された声明における金融規制関係の主な記述は、以下のとおり。

- G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2020年10月14日）（仮訳・抜粋）

我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、金融安定理事会（FSB）の原則へのコミットメントを再確認する。我々は、ノンバンク金融仲介セクターが十分に強靱であったかの評価を含む、FSBによる2020年3月の混乱に関する包括的な確認に期待する。このパンデミックは、送金を含め、より安価で、迅速に、包摂的で、透明性のある決済を促進するために、クロスボーダー決済の仕組みを改善する必要があることを再確認させた。

- G20 首脳声明（2020年11月22日）（仮訳・抜粋）

我々は、国際基準と整合的に行動する必要性を含め、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる金融安定理事会（FSB）の原則にコミットし、FSBに対し、金融セクターの脆弱性の監視、景気循環増幅効果と信用力に関する作業、及び規制・監督上の措置の調整を継続することを求める。我々は、FSBによる2020年3月の混乱に関する包括的な確認及びノンバンク金融セクターの強じん性を向上させるための今後の作業計画を歓迎する。

- G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2021年4月7日）（仮訳・抜粋）

我々は、新型コロナウイルス危機への対応のために包括的かつ団結した取組を維持すること、及び、金融セクターが金融安定を維持しながら、経済への支援を提供し続けるよう確保することにコミットする。我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、2020年4月に合意されたFSBの原則へのコミットメントを再確認する。ほとんどの支援措置は、それらを性急に解除することによって生じうる潜在的リスクを認識し、経済及び公衆衛生の状況から必要である限り継続される。我々は、長期的な金融安定リスクを最小化するために、支援措置の延長、修正あるいは終了を漸進的かつ的を絞った方法で検討する際における、柔軟な状態依存アプローチの便益を議論するFSB報告書を歓迎する。我々は、情報共有、及び合意された国際基準との整合性のモニタリングを含む、金融安定に関する新型コロナウイルス対応措置に関する国際協調を、FSBが支援し続けることを求める。

- G20 行動計画の更新（2021年4月7日）（仮訳ポイントより抜粋）

我々は、引き続き、新型コロナウイルスへの対応に関する金融安定理事会（FSB）の原則に従うことにコミットする。

(2) 金融安定理事会（FSB）

ア. FSBにおける対応の全体像

FSBは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、実体経済を支

援し、金融システムの安定性を維持し、市場の分断化のリスクを最小限に抑える観点から、新型コロナ対応に関する「FSB原則（※）」に則って国際協調を行うべきことを2020年4月のG20向け報告書で公表、G20財務大臣・中央銀行総裁の支持を得た。FSBは、同原則に基づき、金融安定上の脅威の動向及び金融当局による政策対応に係る定期的な情報交換、金融安定性リスクや脆弱性の現状評価、並びに金融安定や開かれた市場、金融システムによる経済成長への支援を維持するための連携を行ってきており、FSB参加当局として当庁も広く作業に貢献してきた。

※ 新型コロナ対応に関する「FSB原則」：①金融安定性リスクの適時な監視・情報共有、②国際基準に内在する柔軟性の認識と活用、③企業・当局の負担軽減の追求、④国際基準への整合性確保と改革巻戻しの回避、⑤一時的措置の解除に際しての協調

特に、当庁は、FSB傘下の規制監督上の協調に関する常設委員会（SRC：議長は氷見野前金融庁長官が務めていた）において、コロナ禍における国際的な規制監督上の課題対応全体のアジェンダ設定を行い、同時にその中の具体的な作業でも主導的役割を果たしてきた。

第一に、コロナ対応施策のレポジトリなど、各国当局が定期的に自国の取組みを報告・情報交換する仕組みを作成し、グローバルな政策対応の全体像の把握を行った。第二に、コロナ対応施策の有効性を高めるため、施策のデザインや実施における実務上の課題とそれへの対応方法のほか、施策の評価枠組みや、施策の評価に用いている指標について整理した。第三に、感染症の先行きが不透明な中で多くの国・地域が活用したストレステスト及びシナリオ分析について、その役割や実施上の課題を整理した。第四に、コロナ禍における途上国に特有の問題を整理した。第五に、金融機関の危機時への備えの強化のための国際的枠組みの役割も検討した。

上記の作業の成果は、FSBが2020年7月及び11月に公表し、G20に報告した「COVID-19 パンデミック：金融安定への影響と政策対応」と題する報告書に反映されている。

さらに、各国・地域が支援措置の延長、修正、解除といった政策判断に当たって考慮すべき要素を整理し、「COVID-19 支援措置—延長、修正、解除」と題する報告書を別途公表、2021年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

#### イ. 2020年3月の市場の混乱とノンバンク金融仲介に関する作業

FSBは、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大をきっかけに起きた、2020年3月の様々な市場における大規模な流動性ストレスについて分析し、同年11月に「3月の市場混乱の包括的レビュー」と題する報告書を公表、G20サミッ

トへ提出した。

報告書は、3月の混乱を引き起こす要因となった、ノンバンク金融仲介（Non-Bank Financial Intermediation：NBF I）の抱える課題の特定を行った上で、NBF Iシステムの強靱性を高めるべく、①短期的課題として、ショックの増幅に寄与した特定のリスク要因や市場の検証とそれへの対応、②NBF I及び金融システム全体のシステムミック・リスクの理解の深化、③NBF Iのシステムミック・リスクに対処する政策の評価、の3分野を内容とする今後の作業計画を示した。

計画に基づき、FSB及び関連する基準設定主体において各作業が進められており、一元的監督者である当庁は幅広い視点から議論に貢献した。特に2021年上半期は、①のうち最も喫緊の課題である、MMFの強靱性を高めるための政策提言作成作業が急ピッチで進められ、MMFの脆弱性の分析、その強靱性を向上させるための政策オプションの評価、及びオプションの選択や組合せについて取りまとめた市中協議文書が同年6月に公表された。

### （3） 中央銀行総裁・監督当局長官グループ（GHOS）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

バーゼル委員会は更なるリスクと脆弱性に対応するため、銀行システムの強靱性のモニタリングの継続、資本・流動性バッファの利用可能性の明確化、銀行の引当実務に係るモニタリングの実施等を行っている。

資本・流動性バッファの利用については、GHOSは、2020年11月30日に公表した声明において、バーゼルⅢの資本及び流動性バッファの利用の重要性を確認するとともに、現在のストレス期において、かつコロナ危機が収束するまでは、これらのバッファを慎重に取り崩すことが適切であるというバーゼル委員会による度重なるガイダンスを強く支持し、危機後、監督当局は、経済や市場、銀行特有の状況を考慮し、バッファを再建させるために十分な時間を銀行に提供する旨を発表した。また、バーゼル委員会は、2020年9月及び2021年6月、銀行がショックを吸収し、信用力の高い家計や企業への貸出を維持するために、バーゼルⅢの資本・流動性バッファを活用すべき旨を改めて声明で公表した。

### （4） 証券監督者国際機構（IOSCO）

IOSCOは、2021年3月24日、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴う不確実性により、発行体が継続企業の前提の評価に通常よりも高度な判断を必要とされている状況に鑑み、継続企業の前提の評価及び開示に関する声明を公表した。また、代表理事会直下の「金融安定エンゲージメントグループ」において、MMFの脆弱性、オープンエンド型ファンドの流動性リスク管理、証拠金とマージンコールに関する状況、信用格付とプロシクリカリティ、

及び社債の流通市場の流動性と市場構造について、各国のデータの収集・分析、政策措置の検討等がなされている。IOSCOは、2020年11月20日、同年3月に生じた市場の混乱の最中にMMFにおいて生じた事象を分析した調査報告書を、2021年2月15日、新型コロナウイルス感染症のパンデミック下の政府支援措置が信用格付に与えた影響を分析した最終報告書を公表した。

(5) 保険監督者国際機構 (IAIS)

IAISは、2019年11月に合意した保険セクターにおけるシステムック・リスクのための包括的枠組みを活用し、新型コロナウイルス感染症が保険セクターに与える影響に焦点を絞ったリスク評価を行い、その結果を2020年12月17日に「2020年グローバル保険市場レポート: Covid-19 編」として公表した。また、IAISは、2021年4月9日、金融安定研究所 (FSI: Financial Stability Institute) との共同で、保険監督当局が新型コロナウイルス感染症に対処するために講じた措置についてまとめた報告書「新しい日常のための保険監督の再定義」を公表した。さらに、保険当局及び保険業界の実務上の負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症対策が優先されるよう、国際資本基準 (ICS) のデータ報告期限の延長等を行った。

(6) 金融活動作業部会 (FATF)

FATFは2020年4月1日、議長声明を公表し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク (ML/TFリスク) 管理態勢へのリソース制約が強まる中、当局によるリスクベースでの監督・執行活動の重要性が高まっているとのメッセージを発出した。同年5月4日には、新型コロナウイルス感染症に関するML/TFリスク及び各国の対応状況について、FATF加盟国 (FATF型地域体加盟国含む) 及びオブザーバーからの回答 (計200カ国以上) などを踏まえ、新たな脅威・脆弱性、官民のML/TFリスク管理態勢への影響、推奨される対応等を盛り込んだ報告書を公表した。その後、同年10月23日には、パンデミックによるリソース制約や犯罪者による脅威の進化に照らし、所管官庁が効果的に機能できるよう、適切なリソースが提供し続けられなければならない旨を強調するため、再度、議長声明を公表した。

相互審査手続 (各国のFATF基準遵守状況を評価するもの) については、FATFは、2020年4月28日、声明を発表し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対日相互審査を含む、進行中の全て相互審査に関する手続を凍結していたところ、2021年2月会合より再開している (対日審査報告書については、同年6月会合において採択)。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた資金繰り支援に係る対応等について

○ 2020年11月30日:中小企業等の金融の円滑化について、関係省庁の大臣と官民の金融機関団体等との意見交換会を開催。年末の中小企業等に対する金融の円滑化に係る要請文を发出

- ・ 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoTo キャンペーンを含む各種支援策の変更などにより、宿泊・飲食サービスなどの事業者への影響が懸念されるところ、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、引き続き、関係機関とも連携しつつ、継続的に業況等の実態をきめ細かく把握し、新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応など、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- ・ 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善等が図られるよう積極的に支援(円滑な事業承継に向けた支援を含む)を行うこと。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経営のあり方については、事業再構築・再生・転換等を含めて、どのような選択肢が最適か、事業者としっかり対話を行い、実効的な支援策を積極的に講じていくこと。
- ・ 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用が本年4月1日より開始したことを踏まえ、経営者保証に依存しない融資を一層浸透・定着させるため、事業者に対し、積極的に本ガイドライン及び特則の周知を行うとともに、事業者からの相談にもきめ細かく対応すること。
- ・ 10月30日に「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則が策定され、本年12月1日より適用が開始されるところ、当該特則の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主の相談に柔軟に対応すること。また、近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。

等を要請

○ 12月8日:預金取扱金融機関等に対して、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等に係る大臣談話の公表、要請文を发出

- ・ 民間金融機関による「実質無利子・無担保」融資制度の申請期限が来年3月に延長されることとなったことも踏まえ、年末・年度末を含め事業者の資金繰りに重大な支

障が生じることのないよう、事業者からの相談に丁寧に対応することに加え、返済猶予等の条件変更やプロパー融資、保証協会保証付き融資など様々な方策を組み合わせ、引き続き、事業者のニーズに合った支援を迅速かつ積極的に行っていくこと。なお、条件変更や新規融資を行う場合の債権の区分に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前に正常先と認識していた事業者について、感染拡大前と同一の評価とすることを含め、金融庁は、引き続き金融機関の判断を尊重する。

- ・ 「実質無利子・無担保」融資制度に基づく融資を受けている事業者に対しては、その据置期間が終了するまでの期間において、継続的な業況把握を通じて返済能力の変化を適時適切に捉えるとともに、十分な本業支援を通じ、返済に支障を来さないよう、きめ細やかな対応を継続的に行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、資金繰りだけでは収まらない課題に直面する事業者に対し、経営改善や事業再生、事業転換支援等の取組を進めていくため、事業者としっかりと対話を行い、地域経済活性化支援機構等が出資するファンドや、日本政策金融公庫等が提供する資本性劣後ローンも活用しつつ、迅速かつ実効的な支援策を講じること。
- ・ 事業者支援に当たっては、地方自治体、信用保証協会、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等の政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、税理士等の地域の関係機関と緊密に連携するとともに、事業者支援のノウハウや知見を金融機関の現場職員の間で共有することにより、実効的に支援を進めていくこと。
- ・ 「経営者保証に関するガイドライン」及び、事業承継時の保証の二重徴求を原則禁止した同ガイドラインの特則の積極的な周知を行うとともに、金融庁が公表している新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等の指標群(KPI)や同ガイドラインの活用に係る各金融機関の取組事例も参考にしながら、経営者保証に依存しない融資に一層取り組むこと。
- ・ 12月のボーナス返済を設定している顧客からの返済猶予等の相談が寄せられることなども踏まえ、引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者を支援対象に追加した「自然災害債務整理ガイドラインの特則」について、同特則の個人債務者への積極的な周知や丁寧な相談対応に加え、同特則の運用に際し、自由財産の拡張や債務整理の対象債務についても、個人債務者の生活や事業の再建のため、可能な限り柔軟な支援に努めること。

等を要請

○ 12月17日、預金取扱金融機関に対して、年末年始に向けた感染拡大防止措置を踏まえた事業者等の資金繰り支援等に係る大臣名による要請文を发出

- ・ Go To キャンペーンの一時的停止等の措置の影響等により、中小企業・小規模事業者等の資金繰りに支障が生じないよう、事業者支援に万全を期すこと。特に、影響を

受ける事業者等について、事業者訪問等を活用して資金ニーズを積極的に確認し、必要に応じ、地域の関係機関とも連携しつつ、新規融資等や条件変更などを迅速かつ柔軟に実施すること。その際、据置期間が到来する貸出については、返済期間・据置期間の延長等の措置を講じるなど、事業者等の実情に応じた最大限の配慮を行うこと。

- ・ 実質無利子・無担保融資の適用については、Go To キャンペーンの一時停止や売上高の変動等の影響を受けている事業者等が、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資を利用しやすくなるよう、売上高要件を緩和※することとしているところであり、この点について、営業現場等を含め浸透させること。

※ 現行の「直近 1 ヶ月」の売上高の対前年同月比の比較に加え、「直近 6 ヶ月平均」の売上高の対前年同期の比較を可能とするもの。

- ・ 事業者等からの相談に適切に対応できる態勢を構築すること。特に政府系金融機関等においては、事業者等のニーズに応じて、相談受付時間の延長等対応の強化を図ること。
- ・ 上記の実効性を確保するため、顧客から金融機関等の相談窓口等に寄せられる相談・苦情等を迅速に把握・分析し、顧客対応等に課題が認められる場合には直ちに改善を図ること。

を要請

○ 2021 年1月7日：預金取扱金融機関等に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持に係る大臣談話の公表・要請

- ・ 令和2年 12 月8日『『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』を踏まえた事業者支援の徹底等について』及び12月17日「年末年始に向けた感染拡大防止措置を踏まえた事業者等の資金繰り支援等について」の要請等を十分に踏まえ、相談対応や資金繰り支援等を適切に実施すること。

等を要請

○ 1月 19 日：預金取扱金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援等に係る大臣名による要請文を发出

- ・ 「年末年始に向けた感染拡大防止措置を踏まえた事業者等の資金繰り支援等について」(令和2年12月17日)、「緊急事態宣言を踏まえた資金繰りの支援等について」(令和3年1月8日)を含むこれまでの要請にて周知した要件緩和等の措置に加え、新型コロナウイルス感染症に係る政府系・民間金融機関による融資のうち、実質無利子等となる上限額を引き上げる※こととしているところであり、これらについて、資金繰り支援を必要とする中小企業・小規模事業者等の資金繰りに支障を来さないよう各機関の職員に周知すること。

※日本政策金融公庫国民生活事業、民間金融機関等については、実質無利子等と

なる上限額を 4000 万円から 6000 万円に、日本政策金融公庫中小企業事業等については、実質無利子等となる上限額を 2 億円から 3 億円に引き上げるもの。

- ・ 引き続き、中小企業・小規模事業者等の資金繰りに支障が生じないように、手続きの簡素化を含めた顧客の利便性向上に取り組むこと。また、新規融資・資本金劣後ローンの積極的な実施・活用について最大限の配慮を行うとともに、返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等の措置など、中小企業・小規模事業者等の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。なお、政府系金融機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の徴求を省略する等の運用について、中小企業・小規模事業者に周知すること。
- ・ さらに、こうした資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生・事業転換支援等の本業支援についても、積極的な対応を行うこと。

を要請

○ 2月5日：預金取扱金融機関に対して、緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等に係る要請文を发出

- ・ 緊急事態宣言の延長や資金需要の高まる年度末を迎えること等を踏まえ、積極的な資金ニーズの確認や、中堅・中小事業者等の事業者からの相談への丁寧な対応など、きめ細かな支援を行うこと。
- ・ 補助金等の支給までの間に必要となる資金や年度末に必要な資金等も含めた新規融資の積極的な実施や、資本金劣後ローンの積極的な実施・活用に加え、返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等の措置など、中堅・中小事業者等の事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。こうした際の徴求資料の省略・簡素化についても、引き続き努めること。
- ・ 特に、緊急事態宣言の延長や年度末を迎えること等による、入居者・テナントである飲食業者等の家賃支払い等や、ホテル・旅館、レジャー施設、テナントビル等の資金繰りへの影響等を十分に踏まえ、別紙「家賃の支払いに係る 事業者等の資金繰りの支援について」(令和2年5月8日)で要請した事項のとおり、これらの中堅・中小事業者等の事業者や当該施設のオーナー等の関係者への新規融資・つなぎ融資や、既往債務の返済猶予等の条件変更により、最大限柔軟な対応を行うこと。
- ・ また、融資上限額が拡大された民間金融機関における実質無利子・無担保融資について、中小事業者の状況やニーズを十分に踏まえた積極的な活用に加え、必要に応じ、据置期間・返済期間の延長を提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行うこと。
- ・ こうした資金繰り支援に加え、令和2年度第3次補正において措置される事業再構築補助金制度や REVIC の復興支援ファンド等を必要に応じて活用し、他の金融機関や支援機関等とも連携の上、経営改善・事業再生・事業転換支援等についても、

積極的な対応を行うこと。  
を要請

○ 3月4日:主要行等に対して、中小企業に対する資金繰り支援等に加え、以下事項について要請文を发出

金融庁において、

- ・ 大企業・中堅企業については、顧客企業の事業規模が比較的大きく、ひいてはその取引先も多岐にわたることを踏まえ、その特性に応じた丁寧かつ積極的な資金繰り支援等を行うこと。特に、飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光・遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこれらの事業者と取引をしている事業者について、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの相談への丁寧な対応などをはじめ、きめ細やかな支援を行うこと。
- ・ うした支援に当たっては、金融庁に設置する利用者からの相談ダイヤル等にも、貸し渋り・貸し剥がしではないかといった声が寄せられていることや、これまで繰り返し事業者の資金繰り支援に万全を期すよう要請していることなどを踏まえ、金融機関においては、直接・間接にコロナの影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないのは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ・ メイン先・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別に関わらず、親身かつ丁寧な対応を行うこと。具体的には、貴行をメイン先とする事業者については、他の民間金融機関や政府系金融機関との連携を含めて、適時・適切にメイン行として積極的な役割を果たすこと。また、貴行を非メイン先とする事業者については、メイン寄せのような行為は厳に慎み、メイン行と協調した適切な資金繰り等の支援に努めること。
- ・ 事業者に対し、直接金融市場の活用や各種金融サービスの提供を行う場合は、その内容が事業者のニーズを踏まえたものであり、かつ、事業者も内容を十分理解した上で提供されるよう、丁寧な対応を行うこと。またグループ内企業間の連携により総合的な金融サービスを提供する場合は、銀行による優越的地位の濫用防止について、適切な措置が講じられているか検証するとともに、利益相反等の不適切な行為がないか個別に確認すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることを踏まえ、改めて、これまでの累次の要請を含めて各営業拠点に周知徹底し、事業者に寄り添った対応となっているか、随時点検を行うこと。

を要請

○ 3月8日:中小企業等の金融の円滑化について、関係省庁の大臣と官民の金融関係団体等との意見交換会を開催。年度末の事業者に対する金融の円滑化に係る要請文を发出

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光・遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含め、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの相談への丁寧な対応などをはじめ、きめ細やかな支援を行うこと。
- ・ こうした支援に当たっては、直接・間接に新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、年度末、更にはそれ以降も含めて、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ・ 年度末を迎えることを踏まえ、事業者の状況やニーズを積極的に確認し、年度末に必要な資金や補助金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施など、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。
- ・ 既往債務の返済猶予等の条件変更についても、新型コロナウイルス感染症の影響長期化等を踏まえ、事業者ごとの事業・財務状況を十分に確認し、再度の条件変更も含め、事業者の要望に沿った最大限柔軟な対応を徹底すること。
- ・ また、融資上限額が拡大された民間金融機関における実質無利子・無担保融資について、申込期限である年度末に向けて、ニーズに応じた最大限積極的な活用を図るほか、既往融資の据置期間(多くの事業者が1年以内)や返済期間についても、事業者の先々の状況やニーズを十分に踏まえ、据置期間・返済期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行うこと。
- ・ さらに、条件変更や新規融資を行う場合の債権の区分について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前に正常先と認識していた事業者について、感染拡大前と同一の評価とすることを含め、金融庁が、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。
- ・ 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等による資本金劣後ローン等に関し、幅広い業種・規模の事業者の本制度が理解され、申請に当たって必要となる事業計画の策定が円滑に進むよう、官民金融機関で連携し、事業者への積極的な周知や、必要性が高いと思われる事業者への積極的な提案、また、本業支援の一環としての事業計画の策定支援などをより一層促進すること。
- ・ 事業再構築補助金の公募が今年開始予定であることも踏まえ、必要に応じて、同補助金も活用しながら、今後の経営改善等に向けて事業者と十分に対話を行い、必要に応じ、地域経済活性化支援機構の復興支援ファンド等や、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関も活用・連携して、事業者の経営改善、事業再生、事業転換支援等を力強く進めること。また、同補助金をはじめとする様々な補助金・交付金・税制措置等について、事業者への積極的な周知・浸透を図ること。さらに、企業決算・監査業務が円滑に進むよう、日本公認会計士協会から、監査人に対して、経営者と適時かつ適切なコミュニケーションを図ることを求めている

ことも含め、新型コロナウイルス感染症に関連して関係団体より発出された文書について、上場会社等である事業者に対し適切に周知を行うこと。

- ・ 上記の取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。また、顧客から金融機関等の相談窓口等に寄せられる相談・苦情等を迅速に把握・分析し、顧客対応等に課題が認められる場合には直ちに改善を図ること。

を要請

### ○ 3月 25 日:預金取扱金融機関に対して、飲食・宿泊等をはじめとする事業者への資金繰り支援等に係る要請文を発出

- ・ 日本政策投資銀行・商工組合中央金庫等において、民間協調融資原則の停止、資本性劣後ローンの金利水準引下げや優先株式の配当水準引下げ、審査期間の短縮等の施策を講じていくことを踏まえ、飲食業者・宿泊事業者を含む大・中堅事業者等に対して、これらの機関による支援策を積極的に周知し、ニーズに応じた提案を行うこと。また、同機関が劣後ローンや優先株等を通じた支援等を行う場合のシニアローン等の資金供給や、事業計画策定への積極的な関与など、同機関と緊密に連携した支援を徹底すること
- ・ 日本政策金融公庫等による資本性劣後ローン等についても、事業者への積極的な周知・提案に加え、同ローン等実施に必要な事業計画の策定支援や、同ローン等の実施に併せたシニアローン等の資金供給など、同公庫等とも緊密に連携した支援を営業現場含め徹底すること
- ・ こうした政府系金融機関による支援や他の金融機関による支援等に当たって、メイン先とする事業者については、政府系金融機関や他の民間金融機関との連携を含めて、適時・適切にメイン行として積極的な役割を果たすこと。非メイン先とする事業者についても、メイン寄せのような行為は厳に慎み、メイン行と協調した適切な資金繰り等の支援に努めること
- ・ 政府系金融機関との連携に限らず、民間金融機関においても能動的に、飲食業者・宿泊事業者をはじめとする事業者ごとの事業・財務状況を十分確認し、顧客のニーズに応じ、再度の条件変更等を含めた柔軟な対応を徹底すること。特に、民間金融機関における実質無利子・無担保融資の据置期間については、長期の設定が可能である旨を顧客に周知し、ニーズに合った提案を行い、条件変更等に柔軟に対応すること
- ・ 貸出債権の区分について、新型コロナウイルス感染症の拡大以前に正常先と認識していた事業者を、拡大前と同一の評価とすること等につき、金融庁が金融機関の判断を尊重していることを踏まえて、事業者に寄り添った資金繰り支援を徹底すること
- ・ 2期連続での赤字など、貸出等の条件となっている財務制限条項(コベナンツ)に事業者が抵触している場合であっても、これを機械的・形式的に取り扱うことなく、経

営実態をきめ細かく把握し、直ちに債務償還等を要求することのないよう対応するとともに、コベナントの変更・猶予に関する事業者からの相談に迅速かつ真摯に対応すること。特に、シンジケートローンにおいては、関係金融機関が協力して一体的に対応すること

- ・ 日本公認会計士協会は、監査上の留意事項を発出し、監査人に対し、経営者と適時・適切なコミュニケーションを図ること、監査人が過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することは適切ではないことに留意することを求めるとともに、コロナ禍における監査に関する相談窓口を設置した。企業決算・監査業務が円滑に進むよう、こうした取組みについて、上場会社等である事業者に対し、その状況に応じて適切に周知を行うこと
- ・ 以上の他、改めて、事業者の状況やニーズ、事業や支出の見通し等を能動的に確認し、足許や先々必要となる資金や補助金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資を積極的に実施する、資金繰りのみに収まらない課題に直面する事業者に対して事業の再建に向け優先株式の引受や資本金劣後ローンの実施を検討するなど、事業者の実情に応じ、事業者の立場に立った対応を行うこと。また、新規融資に当たっては、カードローンやフリーローン等に拠らず、事業者の金利負担に配慮した対応とするよう、営業現場を含め徹底すること
- ・ 地域経済活性化支援機構の復興支援ファンドや中小企業基盤整備機構の経営力強化支援ファンド・再生ファンド等の債権買取・債務整理、出融資、ハンズオン支援等の機能も活用して、他の金融機関や支援機関等とも連携の上、事業者の経営改善等に向けた取組みを進めること。特に、地域の中核となる公共交通機関等に対しては、より一層丁寧な、関係機関等と連携して対応を進めること
- ・ 中堅・中小企業等における新分野展開や業態転換等を支援する「事業再構築補助金」について、建物撤去費用に加え、賃貸物件等の原状回復費、引越に必要な設備の運搬費が対象経費に追加されることを踏まえて、これを事業者に積極的に周知・提案すること。また、同補助金をはじめとする様々な政府等の補助金・交付金・税制措置等の支援措置について、事業者に積極的に周知・提案し、併せて、こうした支援措置を活用した事業者の経営改善に向けた取組みを、事業計画策定等を通じ支援していくこと
- ・ 上記の取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。また、顧客から金融機関等の相談窓口等に寄せられる相談・苦情等を迅速に把握・分析し、顧客対応等に課題が認められる場合には直ちに改善を図ること

を要請

- 4月23日：預金取扱金融機関等に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持に係る大臣談話の公表・要請

- ・ 令和3年3月8日の「年度末における事業者に対する金融の円滑化について」及び3月25日の「飲食・宿泊等をはじめとする事業者への資金繰り支援等について」の要請等を十分に踏まえ、相談対応や資金繰り支援等を引き続き適切に実施する。  
等を要請

○ 4月28日:預金取扱金融機関に対して、緊急事態宣言を踏まえた資金繰り支援と連休対応等に係る要請文を発出

- ・ 政府系金融機関等においては、緊急事態宣言の影響も踏まえつつ、感染症の影響を受けている事業者の資金需要に迅速に対応できるよう、資本金劣後ローンを含めた新規融資の積極的な実施・活用等について最大限の配慮を行うとともに、融資審査等に当たっては、事業者への親身な対応、適時適切な貸出、担保徴求の弾力化、据置期限が到来する場合も含めた元本・金利の返済猶予等の既往債務の条件変更について、現下の財務状況や過去の借入金の条件変更等といった事象のみで判断せず、個別事業者の実情や経営改善への取組等を反映し、最大限の配慮を行うこと。また、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。特に、今般の協力金も含めた各種支援策の支給までの間に必要となる資金やそれ以降に必要な資金等については、柔軟かつきめ細やかな対応を行うこと。

また、本年4月29日から5月5日までの大型連休において、事業者からの資金繰り相談に対応できるよう、必要な態勢整備を行うこと。

- ・ 民間金融機関においても、飲食、宿泊、商業施設などを含む事業者の資金繰りの状況等を適時に確認の上、事業者のニーズに応じ、協力金や支援金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施や当該支援金等の申請サポート、長期の返済猶予等の実施、日本政策金融公庫等の資本金劣後ローン等の積極的な活用など、政府系金融機関等とも連携し、財務状況や条件変更先といった形式的な事象のみで判断するのではなく、事業者の実情に応じた最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。

を要請

○ 5月12日:預金取扱金融機関に対して、緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等に係る要請文を発出

- ・ 緊急事態宣言の延長等に伴う事業者への影響を十分に踏まえ、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの資金繰り相談への丁寧な対応など、きめ細かな支援を引き続き徹底すること。
- ・ 緊急事態宣言の延長等に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光事業者、遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事

業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含めた事業者への影響を踏まえつつ、事業者の資金需要に迅速に対応すること。

- ・ また、資本金劣後ローンを含めた新規融資の積極的な実施・活用や同ローン等の実施に必要な事業計画の策定支援、既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、実情に応じた長期での返済猶予等の最大限柔軟な対応等を官民の金融機関及びメイン・非メインが連携して行うこと。
- ・ さらに、今般の協力金も含めた各種支援金等の支給までの間に必要となる資金やそれ以降に必要な資金等について、柔軟かつきめ細やかな対応を行うこと。
- ・ こうした支援等に当たっては、それぞれの事業者の事業の特性、需要の回復や各種補助施策の実施見込み等も踏まえつつ、丁寧に対応を行うこと。例えば、宿泊事業者等については、装置産業という特性のほか、繁忙期の需要激減、耐震や東京オリンピック・パラリンピックに向けた改修等の債務負担が重く、GoToトラベル事業の再開までは極めて厳しい事業環境となっていることなどの事情を踏まえて、手元資金の確保なども含めて、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ・ さらに、新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。

を要請

#### ○ 6月10日：預金取扱金融機関に対して、事業者の実情に応じた資金繰り支援等に係る要請文を发出

- ・ 緊急事態宣言の再延長等に伴う事業者への更なる影響を十分に踏まえ、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの資金繰り相談への丁寧な対応など、きめ細かな支援を引き続き徹底すること。
- ・ 緊急事態宣言の再延長等に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光事業者、遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含めた事業者への影響を踏まえ、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ・ 当面年末まで期限延長された政府系金融機関による実質無利子・無担保融資や民間金融機関における伴走支援型特別保証制度を活用した融資、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金なども含めた新規融資の積極的な実施に努めること。また、政府系金融機関の資本金劣後ローンの積極的な実施・活用に加え、民間金融機関による同ローン等の実施に必要な事業計画の策定支援を積極的に行うこと。さらに、既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極

的に提案するなど、実情に応じた長期での返済猶予等の最大限柔軟な対応等を継続すること。

- ・ こうした支援等に当たっては、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、それぞれの事業者の現下の決算状況等の事象のみで判断せず、事業の特性、需要の回復や各種補助施策の実施見込み等も踏まえつつ、丁寧に対応を行うこと。例えば、卸売市場関係事業者等については、新型コロナウイルス感染症の中においても、食料安定供給を担うエッセンシャルワーカーとして重要な役割を果たしている中、飲食店等を納入先としている卸売市場関係事業者等を中心に、極めて厳しい状況となっていることなどを踏まえ、手元資金の確保なども含めて、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ・ さらに、こうした資金繰り支援に加え、官民金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会、REVIC 等の支援機関が密に連携し、事業者の実情に応じた、条件変更に止まらない経営改善・事業再生支援や、事業再構築補助金等の政府支援施策も活用した事業再生・転換支援、ファンド等も活用した資本金の供給、地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援などの取組を積極的に促進することを要請

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会(概要)

### 設置趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの上場企業等において、大幅な売上げの減少や、将来の業績見通しが立てられない状況なども生じるおそれがあること。
- 今後の決算作業や監査にあたっては、
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、
  - ・ 政府の緊急経済対策が予定されていること等も考慮に入れた上で、柔軟に判断するなど、企業情報の開示を適切に行っていただくこと
- 上記を踏まえ、3月決算企業の決算・監査等について、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため、設置。

### 開催実績

※電話会議、オンライン会議にて開催

- 第1回 : 2020年4月 3日(金) 各団体における取組状況を説明
- 第2回 : 2020年4月10日(金) 今般の「緊急事態宣言」の発令及び緊急経済対策を踏まえた足もとの認識等を共有
- 第3回 : 2020年4月15日(水) 株主総会の運営等に関する声明を公表
- 第4回 : 2020年4月24日(金) 投資家の認識等を共有
- 第5回 : 2020年5月 8日(金) 緊急事態宣言の延長を踏まえた現状認識を共有
- 第6回 : 2020年5月14日(木) 緊急事態宣言の延長を踏まえたメンバーの取組を共有
- 第7回 : 2020年5月25日(月) 企業情報の開示に関する要請文及び各メンバーの取組を共有
- 第8回 : 2020年6月18日(木) 企業情報の開示や株主総会の動向等を共有
- 第9回 : 2020年7月 2日(木) 四半期報告書における企業情報の開示、連絡協議会の振り返りを共有
- 第10回 : 2021年2月24日(水) 3月決算に向けた作業の本格化に向け、各メンバーの取組みを共有
- 第11回 : 2021年4月 1日(木) 3月決算に向けた作業の本格化に向け、各メンバーの取組みを共有
- 第12回 : 2021年4月28日(水) 緊急事態宣言の発令を踏まえた3月期決算企業の現状認識を共有

### メンバー

- ・ 東京証券取引所
- ・ 日本証券アナリスト協会 (オブザーバー) (事務局)
- ・ 企業会計基準委員会 (ASBJ)
- ・ 日本監査役協会
- ・ 法務省
- ・ 金融庁
- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 経済産業省
- ・ 日本公認会計士協会 (JICPA)
- ・ 全国銀行協会

## 連絡協議会で共有された主な事項(2021年)

公表日	公表主体	概要
2021年 1/8	<b>金融庁</b>	<p><b>「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」を公表</b> 有価証券報告書等の提出期限について、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、個別に財務局長の承認により延長を認めることができる旨を周知。</p>
1/29	<b>法務省</b>	<p><b>「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(令和3年法務省令第1号)について」を公表</b> 定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、計算書類等を提供しなければならないこととされているが、書面による提供が求められている単体計算書類につき、ウェブ開示によるみなし提供を可能とすべく、緊急かつ時限的な措置として、会社法施行規則等を改正。</p>
2/5	<b>経済産業省</b>	<p><b>「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」の公表</b> 会社法上、株主総会を招集する場合には「場所」を定めなければならないとされており、バーチャルのみでの株主総会の実施は困難なところ、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣による確認を受けた場合は、バーチャルオンリー株主総会を実施できる特例を設ける上場会社のバーチャルオンリー株主総会の開催を特例的に可能とする改正。</p>
2/9	<b>企業会計基準委員会</b>	<p><b>議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の公表</b> 新型コロナウイルス感染症の収束時期等を予測することが困難である状況が続いていることを踏まえ、会計上の見積りに関し、一定の仮定を置き最善の見積りを行った結果が事後的な結果と乖離しても会計上の誤りには当たらないことを改めて周知。</p>
3/2	<b>日本公認会計士協会</b>	<p><b>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その7)」を公表</b> コロナの収束時期等を予測することが困難である中、監査人に対し、「過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することが適切でない」との内容を周知。</p>
3/23	<b>日本公認会計士協会</b>	<p><b>「コロナ禍における監査に関する相談窓口の設置」を公表</b> 上場企業の2021年3月期の決算とその監査開始を目前に控えて、企業からの相談を受けるため「コロナ禍における監査に関する相談窓口」を設置。</p>

# 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 有価証券報告書等の提出期限の延長について



令和3年1月8日  
金融庁

## 新型コロナウイルス感染症に関連する 有価証券報告書等の提出期限について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに関連し、有価証券報告書等の提出期限について、以下の通りお知らせいたします。ご質問等がございましたら、ご遠慮なく所管の財務（支）局までご連絡ください。

- 金融商品取引法に基づく開示書類（有価証券報告書及び内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書等）について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限を延長することが認められていますので、ご遠慮なく所管の財務（支）局にご相談ください。

（注）有価証券報告書及び

内部統制報告書の提出期限	: 事業年度経過後3ヶ月以内
四半期報告書の提出期限	: 四半期会計期間経過後45日以内
半期報告書の提出期限	: 中間会計期間経過後3ヶ月以内

- また、臨時報告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時報告書の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われることとなります。
- ここに記載する他にも、今般の新型コロナウイルス感染症により実務上の支障が生じているなど、お困りのことがございましたら、ご遠慮なく所管の財務（支）局までご相談ください。

# 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 有価証券報告書等の提出期限の延長について



令和3年4月26日  
金融庁

## 新型コロナウイルス感染症に関連する 有価証券報告書等の提出期限について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに関連し、有価証券報告書等の提出期限について、以下の通りお知らせいたします。ご質問等がございましたら、ご遠慮なく所管の財務（支）局までご連絡ください。

- 金融商品取引法に基づく開示書類（有価証券報告書及び内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書等）について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限を延長することが認められていますので、ご遠慮なく所管の財務（支）局にご相談ください。

（注）有価証券報告書及び

内部統制報告書の提出期限	：	事業年度経過後3ヶ月以内
四半期報告書の提出期限	：	四半期会計期間経過後45日以内
半期報告書の提出期限	：	中間会計期間経過後3ヶ月以内

- また、臨時報告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時報告書の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われることとなります。
- ここに記載する他にも、今般の新型コロナウイルス感染症により実務上の支障が生じているなど、お困りのことがございましたら、ご遠慮なく所管の財務（支）局までご相談ください。

## 第8節 消費者行政に関する取組み（別紙1参照）

### I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、令和2年3月31日、令和2年度から6年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された（令和3年6月15日改定）。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者被害の防止、②消費者による公正かつ持続可能な社会への参画、③「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応、④消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施、⑤消費者行政を推進するための体制整備が挙げられている。

### II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等の間で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したKPI（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の令和元年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、令和2年6月9日、「令和元年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。また、消費者政策会議（閣僚級会議）において、消費者委員会の意見を聴取した上で、令和3年6月15日、工程表が改定された。

### III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

#### I 消費者被害の防止

(2) 取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

② 商品やサービスに応じた取引の適正化

ウ 金融機関における顧客本位の業務運営の推進

エ 詐欺的な事案に対する対応

- オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等 についての対応
- カ 暗号資産交換業者等についての対応
- ⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
  - ア 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
  - イ 「架空請求対策パッケージ」の推進等による被害防止
  - オ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対策の推進
  - サ 振り込み詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等
- (3) 「ぜい弱性」や「生きづらさ」を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進
  - ① 成年年齢下げを見据えた総合的な対応の推進
  - ⑥ 「多重債務問題改善プログラム」の実施
- (4) 消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備
  - ⑤ 金融 ADR 制度の円滑な運営
- Ⅲ 消費生活に関連する多様な課題への機動的・集中的な対応・
  - (2) デジタル・プラットフォームその他デジタルサービスの利用と消費者利益の保護・増進の両立
    - ① 経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高度化・円滑化等への対応
      - ア キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現
- Ⅳ 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施
  - (1) 消費者教育の推進
    - ③ 地域における消費者教育の推進
    - ⑥ 金融経済教育の推進

# 消費者基本計画 工程表

令和 2 年 7 月 7 日  
消費者政策会議決定  
(令和 3 年 6 月 15 日改定)

## I 消費者基本計画工程表の策定について

消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策の基本方針、重点的な施策の推進等について定めている。

計画においては、「消費者が主役となる社会」の実現のために重点的に進めるべき施策の概要を示す一方、当該施策にとどまらず、具体的な施策については、工程表を消費者政策会議において別途定め、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進するとしており、工程表は今期消費者基本計画の対象期間内の取組予定及びKPI（重要業績評価指標・Key Performance Indicator）を明示し、国民の意見を反映させるための取組を進めるとともに、消費者委員会の意見を聴取した上で毎年度改定するとされている。

## II 工程表の構成について

本工程表では、消費者基本計画において示された「消費者政策において目指すべき社会の姿等」の実現に向けて、どの府省庁等が、いつまでに、何を実施するのかを明らかにするため、年度ごとの具体的な取組を記載している。

また、施策の進捗状況を測定・把握・評価するため、KPIを設定している。

### 注1

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部において策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元年12月20日一部改定）に位置付けられた施策については、個別施策の中で、「SDGs 関連」と明示するとともに、同実施指針において明示された目標の番号を記載している。

同実施指針に基づき、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成年限である2030年を意識しながら、同実施方針の8分野の優先課題に関する取組を加速し、SDGs実現に取り組んでいく。

### 注2

高度情報通信社会の進展により、AI、IoT、ビッグデータ等を活用した商品・サービスが普及する中、本工程表においても、これらに関連する施策を位置付けているが、現在検討段階にある施策にも、消費者を取り巻く環境に大きな変化を及ぼす可能性があるものが存在しており、そうした施策については、不断に状況を注視することが必要である。

そのため、今後、例えば、以下に掲げる本部における検討状況や、提言等に対する取組の進捗状況を注視することとする。

（注視対象の例）

- ・ 知的財産戦略本部
- ・ 経済産業省製造産業局及び国土交通省航空局により、平成30年12月に公表された「空の移動革命に向けたロードマップ」

## III 工程表のフォローアップについて

本工程表に記載されている施策の進捗状況については、毎年度、消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の調整に関する事務をつかさどる消費者庁が、関係府省庁等の協力を得て取りまとめる。

なお、大規模災害の発生時や新型コロナウイルス感染症の拡大時等の消費者が感じる不安が増大する緊急時その他特別な変化が生じた場合においては、適時見直しを行う。

消費者委員会は、本工程表に記載されている施策の実施状況について、KPI を含めて随時確認し、検証、評価及び監視を行う。

消費者政策会議において、消費者委員会の意見を聴取した上で、毎年度工程表を改定し、必要な施策の追加や充実強化、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

## 第9節 障害者施策への対応

### I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、2015年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（2016年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した（2016年4月1日施行）。

### II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を図った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（2016年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促した。

保険の契約や請求手続きについても、各社の取組状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

## 第10節 高齢者等への対応に関する取組み

### I 市場ワーキング・グループ関係の高齢者対応について

我が国においては、今後ますます高齢化が進展することが見込まれており、金融機関は、高齢者に対してはその認知能力の低下に応じて適切に対応することや、高齢者の財産管理やライフデザインに対する金融面でのサポート、金融サービスの円滑な提供を継続できるような対応が求められている。

このような背景の下、2020 事務年度には、金融審議会市場ワーキング・グループ報告書（2020 年 8 月公表）を踏まえ、高齢顧客の課題やニーズへの対応を強化・改善するため、金融業務のあり方について、以下の業界の取組み等の支援を行った。

- ① 全国銀行協会において、認知判断能力が低下した顧客の支援を目的として、「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」が公表された（2021 年 2 月）ほか、各業界において好事例の集約・還元が行われた。
- ② 生命保険協会において、契約照会制度が創設された。金融庁としては、制度の創設に向けた個人情報保護法との関係の整理や、創設後の制度の周知において同協会と協力した。さらに当該制度の運用を含めた認知症対策を引き続き進めるよう意見交換の場で生命保険業界に要請した。
- ③ 金融商品取引業者等の金融商品販売に係る高齢顧客の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に関して、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において、顧客データの分析及びデジタル技術等の活用に関する調査等の実証事業を委託・実施した。

また、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託等の導入状況に係る調査結果の公表を通じて、各金融機関による導入を促したほか、既存口座への後見設定時の事務手続に係る利便性向上に向けた取組みを検討するよう促した。

さらに、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理や好事例の収集等を検討すべく、業界との対話を行った。

加えて、認知症に関する普及啓発として、オレンジリングドレスアップの取組みに参画するとともに、金融庁 Twitter において当該取組みについて周知・広報を行った。

## 第11節 金融経済教育の取組み

### I 経緯・概要

金融経済教育については、2013年4月に公表した金融経済教育研究会報告書を契機として、金融中央広報委員会とも連携しながら、金融庁として、様々な機会において金融経済教育を推進している。

特に、2018事務年度以降、長寿化やデジタルイゼーションの進展、2022年4月より予定されている成年年齢の引下げといった環境変化も踏まえ、金融庁・財務局職員が学校に出向いて行う出張授業を抜本的に拡充するなど、取組みの強化を図った。さらに2020年3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症拡大も契機として、デジタルコンテンツの提供をはじめとするICTの活用を推進している。

関連報告書としては以下のとおり。

- ① 金融経済教育研究会報告書（2013年4月30日、金融庁）
- ② SDGsアクションプラン2020  
（2019年12月20日、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合）
- ③ 成長戦略フォローアップ（2020年7月17日閣議決定）

### II 具体的な取組状況

#### 1. 金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、2013年6月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、2014年6月に策定した（2015年6月に改訂）。

また、同会議の枠組みにおいて、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材を整備する観点から、大学生・社会人等を対象とした教材「コアコンテンツ」を2019年3月22日に策定・公表した。

#### 2. 学校における出張授業の実施

2014年4月以降、大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、2014年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施（別紙1参照）。

また、2018事務年度以降、出身校などの学校に出向いて出張授業を行う金融庁職員を庁内から募集した上で、金融庁職員による出張授業を抜本的に拡充し、大学及び高校等を中心に、146校に対して延べ227名の講師派遣を実施した。こうした出張授業においては、各学校のニーズの違いを踏まえつつ、金融サー

ビスを活用しながら豊かな人生を送るために必要となる、計画的な収支管理、将来に向けたライフプランニング、金利などの金融の基礎となる概念、資産形成の重要性などについて説明した。

特に2020年度では、積極的にオンライン授業を実施。その際は、リアルタイムでの投票や、チャット欄を駆使した質問、大人数講義から少人数のグループに分け学生の参加を促す授業を構築するなど、オンラインならではの授業形態を構築した。

### 3. 高校学習指導要領改訂への対応

2018年3月及び7月に、高校学習指導要領及び同解説の改訂が実施されたところ、金融リテラシーに関する社会的要請の高まりを背景に、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融リテラシーに係る内容が拡充された。

新学習指導要領の円滑な導入に向け、各地の教員向け研修会や大学の教員養成課程の講義、高校での研究授業などに、金融庁・財務局職員を講師として派遣し、資産形成やキャッシュレス化の観点を盛り込んだ金融経済教育について講演や授業、ウェブコンテンツの作成（4.参照）等を行った。

### 4. ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害及び未公開株取引等に関するトラブルの防止や、資産形成に係る知識の普及に向けて、各種ガイドブックの配布等を行っている。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」、及び、初心者向けの実践的な投資教材として作成した「つみたてNISA早わかりガイドブック」について、全国の高校・大学・地方公共団体等に配布を行った。特に「基礎から学べる金融ガイド」「つみたてNISA早わかりガイドブック」については、内容の改訂も行っている。

また、新型コロナウイルス感染症ウイルス感染症拡大に伴い、対面授業の実施が困難となっている状況等を踏まえ、「高校生向け授業動画」「教員向け解説動画」や、学究・実務分野の有識者による各10分程の解説動画「金融庁ちょっと教えてシリーズ」を作成、公開し、時間や場所を選ばない金融経済教育コンテンツの提供に取り組んだ。（別紙2参照）

### 5. 金融経済教育等に関するシンポジウムの開催

2020年6月に、金融経済教育と資産形成について、これまでの成果や今後の課題を議論し、広く発信することを目的として、オンラインシンポジウム「金融経済教育と資産形成の未来～新型コロナウイルスの影響を踏まえて～」を開

催した。

#### 6. 親子向けオンラインイベントの開催

家庭において金融リテラシーを高める観点から、2021年3月に外部から講師を招き、小学生の親子を対象に、お金の知識を学ぶことのできるイベントとして、「親子で学ぶお金のこと」をオンラインで開催した。

#### 7. 成年年齢の引下げを契機とした取組み

2022年4月より予定されている成年年齢の引下げに向けて、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の4省庁が連携して策定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」についてのフォローアップを行った。

(別紙3参照)

また、当該フォローアップに基づき、法務大臣を座長とする「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」において取りまとめられた工程表の改訂を行った。

#### 8. 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(2020年度 18件)。(別紙4参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

#### 9. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(2020事務年度 後援21件)。(別紙5参照)

#### 10. その他の連携

高校生等だけでなく、より若年期から興味をもってもらえるよう、子どもたちに訴求力の高い「うんこドリル」と連携し、インターネット上でお金について楽しく学べる、小学生向けコンテンツ「うんこお金ドリル(生活編)」(うんこドリル×金融庁)を作成し、2021年3月に公表した。

## 大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、  
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

2014 年度：2 大学

（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

2015 年度：5 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、  
県立広島大学、神戸国際大学）

2016 年度：8 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、  
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、  
神戸国際大学、東北学院大学）

2017 年度：10 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、  
県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、  
金沢星稜大学、東北学院大学、椋山女学院大学、  
大学コンソーシアム大阪）

2018 年度：11 大学

（青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、  
東京理科大学、東京経済大学、明星大学、武蔵野大学、  
椋山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、  
専修大学、学習院大学）

2019 年度：12 大学

(青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京家政学院大学、専修大学、明星大学、明治大学、武蔵野大学、椙山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、学習院大学)

2020 年度：6 大学

	大 学 名	科 目 名
前 期	東京家政学院大学	生活設計論
後 期	椙山女学園大学	金融リテラシー
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める ― 生活設計と金融の基礎知識
	中央大学	金融リテラシーを学ぶ
	専修大学	金融リテラシー特論
	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン

別紙 2

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック

「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>

**あやしい投資勧誘にご注意!**

**「未公開株」等  
被害にあわないための  
ガイドブック**

私がやらせて  
あげます!

**金融庁**  
Financial Services Agency

家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック

「つみたてNISA早わかりガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html>

つみたて  
NISA  
早わかり  
ガイドブック

制度が延長された  
つみたてNISA  
について、  
ボクが説明するよ!

つみたてリニーサ

**つみたてNISAで**  
ちよつとずつ、資産形成を始めてみませんか？

低金利のもとでは、預金だけでは資産は増えません。  
確かに、投資信託には元本割れのリスクがありますが、  
ちょっとした工夫で、こうしたリスクを軽減することが期待できます。

その工夫とは、

- ・つみたてNISA制度を活用し、
- ・長期・積立・分散投資を
- ・資産形成に適した投資信託で行うことです。

その方法について、詳しく見ていきましょう！

主に若年勤労世代を対象とした資産形成促進のためのビデオクリップ教材  
「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index.html>

## 国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材

金融庁では、国民の安定的な資産形成を促進することを目的として、NISA推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」を制作しました。



動機篇：  
資産形成の重要性



知識篇：  
長期・積立・分散投資



制度篇：  
非課税制度（つみたてNISAと  
iDeCo・企業型DC）

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日

若年者への消費者教育の推進に関する

4省庁関係局長連絡会議決定

(改定：2018年7月12日)

1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

2. 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

#### ④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

### (2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

### (3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直し、大学等及び教育委員会に対して周知を行う。【文部科学省】

## 3. 関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

## 4. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

## 教員による消費者教育の指導力向上のための 教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁（消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省）等が連携し、以下の取組を推進する<sup>1</sup>。

### 1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。（文部科学省）
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取扱いを検討する。（文部科学省）

### 2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。（文部科学省）
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。（消費者庁、文部科学省）
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。（消費者庁、独立行政法人国民生活センター）

### 3. 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実

#### （1）免許状更新講習に係る取組

##### ① 「必修領域」での消費者教育の取扱い

消費者教育を含む成年年齢の引下げに関する事項については、免許状更新講習の「必修領域」において取り扱うことができることを都道府県教育委員会等及び大学に周知する。（文部科学省）

<sup>1</sup> 本文書中、特に定義のない文言については、消費者教育推進会議「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月29日）中の用語の例による。

- ② 「選択領域」での講座開設数の増加等  
免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数を増加させ、また、講習内容についても、実践的な消費者教育を指導できる内容となるよう促す。(文部科学省)
  - ③ 新たな主体による講座開設  
全国の教員に講習の機会を提供できるよう独立行政法人国民生活センター等が講習開設者となることを検討し、実施に向けて取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
- (2) 教員研修に係る取組
- ① 研修開設数の増加  
中堅教諭等資質向上研修等の教員研修において、消費者教育を扱う研修を積極的に実施するよう、都道府県教育委員会等に対し促す。(文部科学省)
  - ② 独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる研修の実施と都道府県教育委員会等との連携強化  
都道府県教育委員会等の意向を汲みつつ、独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる、教員向けの研修の実施に向け取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)  
都道府県教育委員会等が、上記研修を教育委員会の法定研修等としても積極的に位置付けるよう促す。(文部科学省)
  - ③ 教員研修用講義動画の配信  
独立行政法人教職員支援機構による、消費者教育に関する教員研修用講義動画の配信など、各地域における研修の充実に向けた、コンテンツの提供及び周知等に取り組む。(文部科学省、独立行政法人教職員支援機構)
  - ④ 学校管理職に対する研修の充実  
学校管理職における外部人材の活用や教科間連携の重要性に関する理解のため、研修が適切に行われるよう促す。(文部科学省)

#### 4. 外部人材等の活用及び育成

- (1) 外部人材の活用に向けた働き掛け、情報提供
  - ・ 教職課程、免許状更新講習及び教員研修において、大学及び都道府県教育委員会等が、必要に応じて、外部人材を講師として活用するよう促す。(文部科学省)

- ・ 各種の団体と協議して、教育現場で活用できる外部人材について情報収集を行い、収集した情報をもとに人材バンクを構築する。(消費者庁)
- (2) 消費者教育コーディネーターの業務遂行のための環境整備
- ・ 消費者教育コーディネーター<sup>2</sup>の質的保証のために、コーディネーターとして適した者の情報収集を行い、例えば認定制度を設けるなどして、認定されたコーディネーターを人材バンクに登録し情報発信する。(消費者庁)
  - ・ コーディネーターの設置に向け、都道府県及び指定都市に対して財源に係る支援を行う。(消費者庁)
  - ・ 独立行政法人国民生活センターにおいて開催するコーディネーター育成講座の内容を充実させ、開催地及び開催回数を増やすことを検討し、実施する。また、独立行政法人国民生活センターの講座の開設や相互の意見の交換の場を設けるなど、コーディネーター自身に対する研鑽の場の提供について検討し、実施する。(消費者庁)
  - ・ 大学及び教育委員会等に対し、外部人材との連携を行うコーディネーターの制度を周知し、活用を促進する。(文部科学省)

<sup>2</sup> 消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者(消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)参照)

## 参考1

### 「社会への扉」を活用した授業の実施

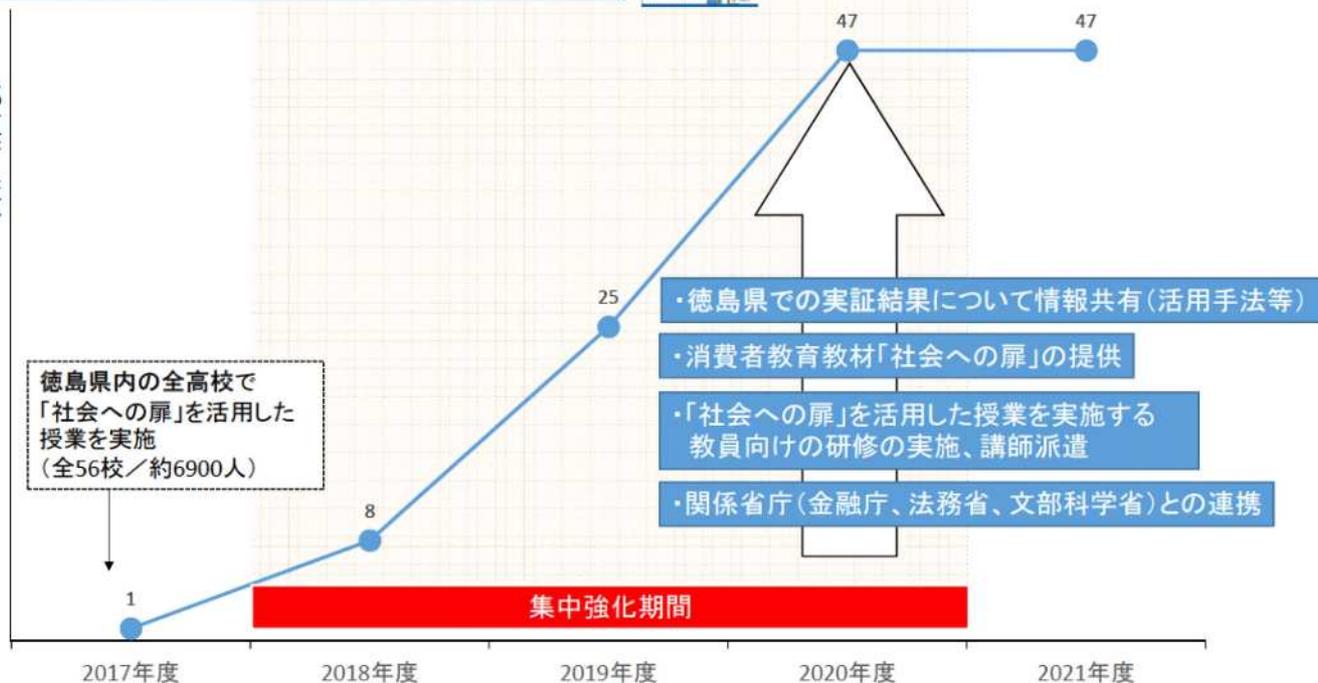
⇒実践的な能力を身に付ける



目標

すべての都道府県で全高校で実施

都道府県数



## 参考2

### 消費者教育コーディネーターの育成・配置

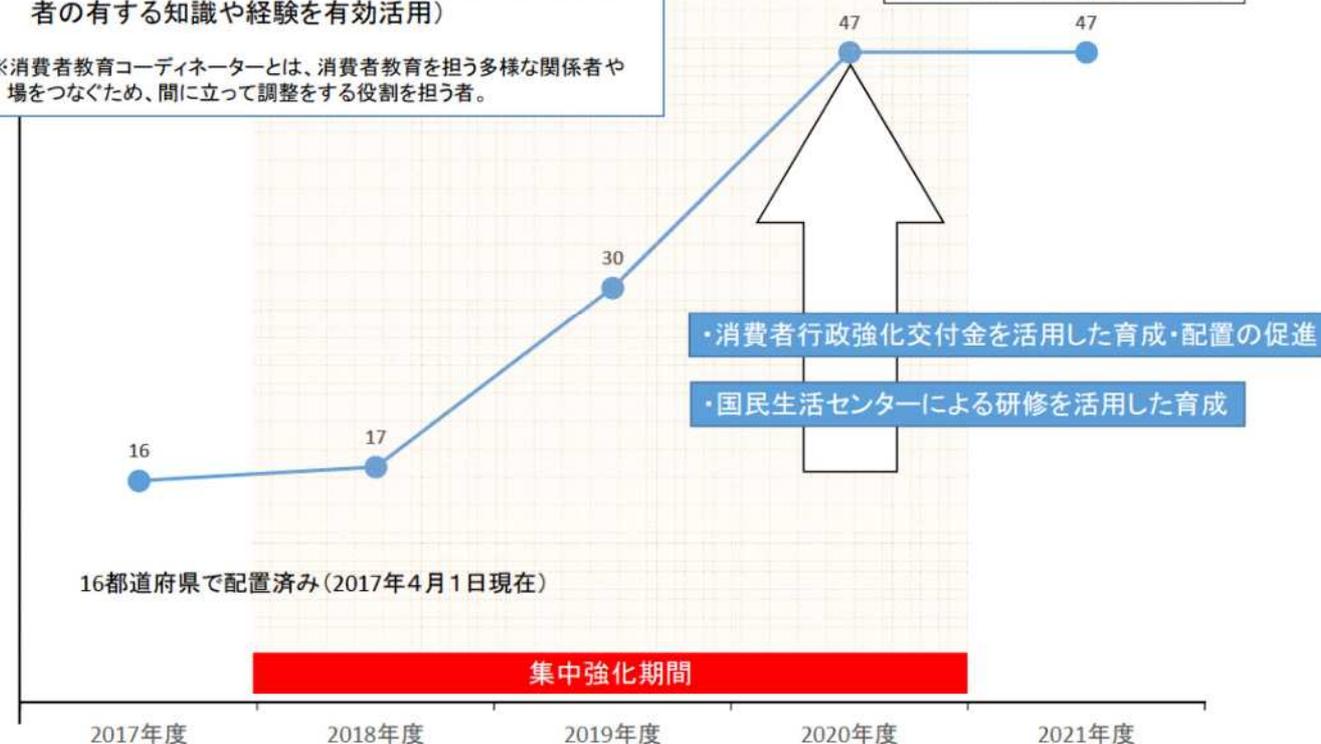
⇒学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

目標

すべての都道府県で配置

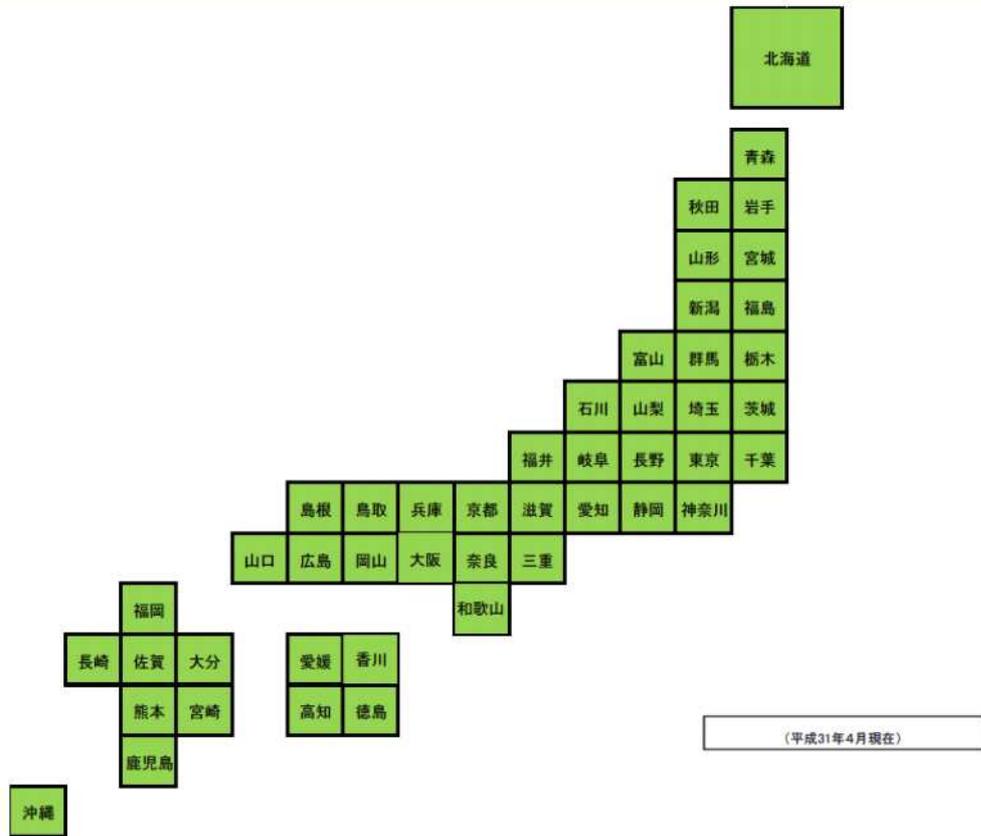
都道府県数



参考3

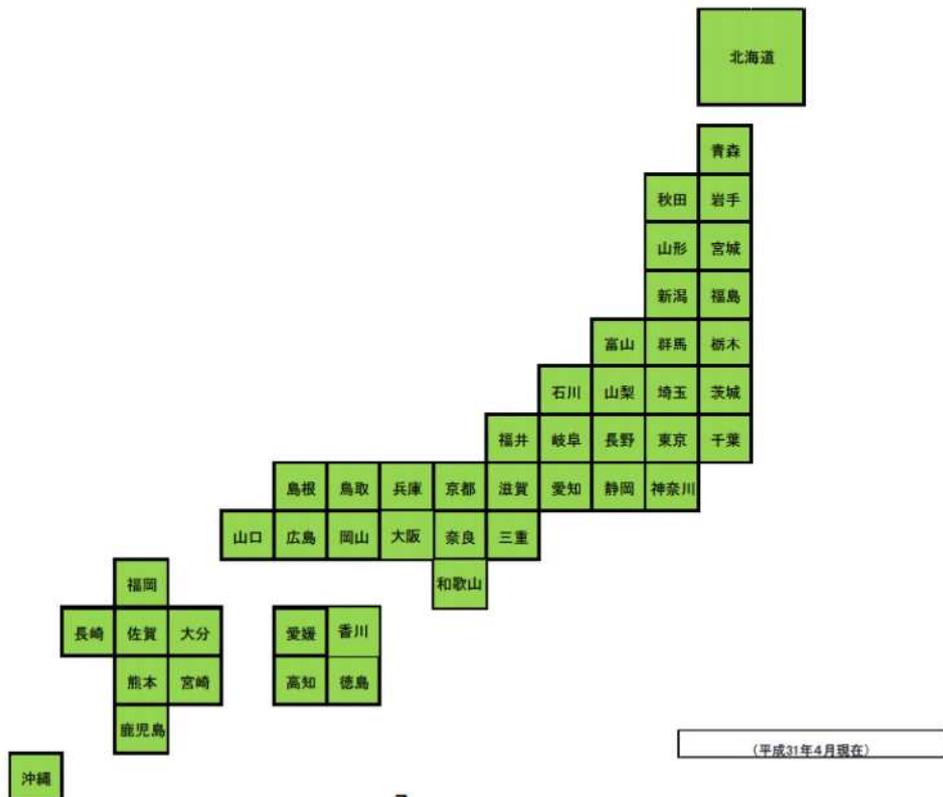
○消費者教育推進計画の策定状況

全ての都道府県で策定済み



○消費者教育推進地域協議会の設置状況

全ての都道府県で設置済み



( 別 添 )

## 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議について

平成30年2月20日

4省庁申し合わせ

改訂：令和元年6月14日

### 1. 趣旨

民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

この取組を推進するにあたり、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置し、若年者における効果的な消費者教育の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

### 2. 会議構成員

消費者庁	消費者庁次長
文部科学省	生涯学習政策局長 初等中等教育局長
法務省	大臣官房司法法制部長
金融庁	総括審議官

### 3. 担当課長会議構成員

4省庁関係局長会議の下に、担当課長会議を置く。

消費者庁	消費者教育・地方協力課長
文部科学省	総合教育政策局 教育人材政策課長 男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局 教育課程課長
法務省	大臣官房司法法制部 司法法制課長
金融庁	総合政策局 総合政策課総合政策監理官

### 4. 庶務

消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。

## 2020 年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

(敬称略)

1. とだ せつこ  
戸田 節子  
(岩手県)
  - 金融広報アドバイザーとして、金融機関等での勤務経験やファイナンシャルプランナーの経験・知見を活かし、幅広い年代を対象に講演を実施。教員研修会や他県の金融広報アドバイザー研修会でも講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
2. はしもと ひでのり  
橋本 秀則  
(栃木県)
  - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの知識・経験を活かし、生活設計や金融知識の普及等幅広い分野で活躍。多数の講演等を通じ、金融知識の普及・向上に貢献するほか、他の金融広報アドバイザーの資質向上にも寄与。
3. わたなべ かずえ  
渡辺 一江  
(千葉県)
  - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの知見を活かし、小学生から高齢者まで幅広い層に対して講義を実施。金融広報アドバイザー全体の資質向上にも寄与するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
4. たかぎ のりこ  
高木 典子  
(神奈川県)
  - 金融広報アドバイザーとして、幅広い世代を対象に講座を多数実施する中でも、特に、成年年齢に達して社会に出る直前の生徒への金融知識の普及に尽力。独自の資料も活用し、分かりやすく講座を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
5. ふじの しげき  
藤野 茂樹  
(新潟県)
  - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナー等の資格を活かし、終活・保険に関する講演や、子育て世代に対する講演を実施。高校生を対象にした講座では、金銭トラブルの事例や対処法について解説するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
6. よこやま きよこ  
横山 清子  
(新潟県)
  - 金融広報アドバイザー、元消費生活センター相談員として、消費生活に関するトラブルの未然防止について、事例を多く取り入れた講演を実施。高校生を対象にした講座では、金銭トラブルの事例や対処法について解説するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

7. うえだ とおる  
上田 亨  
(富山県)
- 金融広報アドバイザーとして、信託銀行、会計事務所での勤務経験や、ファイナンシャルプランナー等の資格に基づく見識を活かし、資産形成、相続・贈与等に関する講座を多数実施。ラジオ番組への出演、地元新聞の取材にも積極的に対応しており、幅広い層に対し、金融知識の普及・向上に貢献。
8. いいた まさこ  
飯田 雅子  
(福井県)
- 長年にわたる消費生活センターでの勤務経験と知識を活用し、金融広報アドバイザーとして、消費者トラブルに関する講座や小学生向けの実践型の講座を実施。経験の浅い金融広報アドバイザーの指導を行い、後継者の育成にも取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
9. うちやま りゅうぞう  
内山 龍三  
(愛知県)
- 金融広報アドバイザーとして、金融機関での長年の勤務で培った豊富な経験に加え、米国 MBA やファイナンシャルプランナーの見識を活かし、幅広い年齢層を対象に、安定的な資産形成に係る講演活動を積極的に行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
10. せきね みき  
関根 美貴  
(愛知県)
- 大学教授として長年培った知見や経験を活かし、金融広報アドバイザーとして、児童・生徒や保護者を対象に講座を実施。小・中学生向けの講座では、独自に作成した教材やクイズを用いるなど、工夫を凝らし、金融知識の普及・向上に貢献。
11. みなかた としみ  
南方 壽巳  
(大阪府)
- 元小・中学校校長としての幅広い知識・経験を活かし、金融広報アドバイザーとして、主に児童・生徒や保護者を対象として、理解度やニーズに応じた分かりやすい講演を実施。金融広報中央委員会作成の小学生向け刊行物の改訂作業にも参画するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
12. ながお かずこ  
長尾 和子  
(徳島県)
- 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、また、県の消費生活啓発講師として、学生から高齢者、さらには障がい者を対象として、悪質商法被害の防止等について幅広く講演を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

13. うじかね 氏兼 よしかず 惟和  
(愛媛県)
- 金融広報アドバイザーとして、銀行での経験をもとに、短期大学で教授として金融論等の講義や最新の金融情勢の研究をしながら、講演や学習会を実施。主として学生に対して、現在及び将来の生活に役立つ金融・経済に関する知識を習得させることに力を注ぐなど、金融知識の普及・向上に貢献。
14. ひがしじま 東島 よしこ 芳子  
(佐賀県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナー及び社会保険労務士の経験を活かし、小学生から高齢者まで幅広い層を対象に、県内広域にわたり活動を実施。高校生や大学生向け出前講座、子育て世代向けセミナーなどに取組み、金融知識の普及・向上に貢献。
15. いとう 伊藤 かつき 克樹  
(長崎県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの経験と知見を活かし、若者から高齢者まで幅広い世代に対して講座を実施。金融知識を継続指導していくことの必要性を強く認識し、多方面かつ地道な活動を通して金融知識の普及・向上に貢献。
16. ひが 比嘉  
みよこ 美代子  
(沖縄県)
- 金融広報アドバイザーとして、教員としての知識及び経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年齢層に対し、金銭教育・金融教育、生活設計等の分野で講演会等を実施。家庭生活を基盤にした金銭教育を学校教育と連動させ、賢い消費者を目指した講座を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

〔団体の部〕

1. みえけんわたらいぐん  
三重県度会郡

たいきちょうりつにしきしょうがっこう  
大紀町立錦小学校

(三重県)

2. えひめけんりつ  
愛媛県立

ほうじょうこうとうがっこう  
北条高等学校

(愛媛県)

- 平成 30 年度、令和元年度に、金融教育研究校の指定を受け、漁業体験や農作物の栽培・販売を通じて、児童の思考力・判断力・表現力を高め、自ら伸びようとする子どもの育成に取り組むなど、金融教育を推進。
- 令和元年度に、地域の事業者等と協力し、特産物の販売を行い、経済活動とお金の関連性について学ぶ機会を設けるなど、生徒への金融教育を実践するとともに、各年度とも、地域住民との交流を深めるための集会を開催し、1年間取り組んだ実践発表を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 平成 28、29 年度に金融教育研究校の指定を受け、金融教育の推進を図るための実践・研究に全校で取り組んだ。また、金融教育研究指定校の委嘱を受ける前から、年金セミナー、租税教室、インターンシップなど、金融や経済の仕組みについての学習やキャリア教育に関する取組が行われており、金融知力の定着に向けた取組が見られる。
- 金融教育に視点をおいた教科指導、ホームルーム活動の実践、各種行事への参加など、綿密な計画の下、効果的な金融教育が展開されていることや、平成 26 年度から令和元年度において、金融教育に関する取組に、生徒 64,335 名（延べ人数）が参加しているなど、多年にわたり金融知識の普及・向上に貢献。

## 別紙 5

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した  
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
2020/5/13	金融広報中央委員会	2020年8月17日 2020年8月24日	2020年度「先生のための金融教育セミナー」
2020/7/3	日本経済新聞社	2020年7月末～ 21年3月31日	「親子でまなぶ『日経 お金の学校』」
2020/7/3	日本FP協会	2020年8月から 2022年3月	生活者向けイベント「家計再建キャンペーン ～新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために～」
2020/7/13	日本証券業協会	2020年2年8月 11日～9月30日	「教員向け金融経済セミナー (オンデマンド配信)」
2020/8/17	一般社団法人投資信託協会、株式会社東京証券取引所、特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会	2020年8月27日	「企業型確定拠出年金カンファレンス 2020 (オンライン開催)」
2020/8/28	金融知力普及協会	2021年2月13日、14日	「第15回全国高校生金融経済クイズ選手権『エコノミクス甲子園』」
2020/9/8	金融広報中央委員会	2021年1月23日	2020年度「金融教育フェスタ」
2020/11/4	一般社団法人投資信託協会	2020年12月4日	「投資信託WEBセミナー」
2020/11/27	全国公民科・社会科教育研究会	2021年1月14日 ～2月13日	「証券・経済セミナー」
2020/12/8	日本証券業協会	2020年12月～ 2021年3月	2020年度「はじめての資産運用講座」
2020/12/8	一般社団法人投資信託協会、新潟日報、全国地方新聞社連合会	2021年1月16日	「投信フォーラム 2021」

承認日	主催	開催日(期間)	事業等の名称
2020/12/8	一般社団法人投資信託協会、中国新聞社、全国地方新聞社連合会	2021年2月6日	「投信フォーラム2021」
2021/1/27	NPO 法人キッズフリマ	2021年4月～ 2022年3月	「キッズフリーマーケット」
2021/3/2	日本FP協会	2021年4月～ 2022年3月	2021年度「くらしとお金のFP相談室」
2021/3/30	生命保険文化センター	2021年5月13日 ～9月10日	「第59回中学生作文コンクール」
2021/4/6	金融広報中央委員会	2021年5月24日 ～2022年3月18日	「第54回『おかねの作文』コンクール」、「第19回『金融と経済を考える』高校生小論文コンクール」及び「第18回金融教育に関する実践報告コンクール」
2021/4/6	日本FP協会	2021年9月～11月	2021年度「FPの日®(全国一斉FPフォーラム)」
2021/4/20	日本経済新聞社	2021年5月～ 2022年3月	中学生・高校生・大学生のための株式学習コンテスト「第22回日経STOCKリーグ」
2021/5/25	日本FP協会	2021年5月6日 ～2022年3月31日	第15回「小学生『夢をかなえる』作文コンクール」
2021/5/25	日本証券業協会	2021年6月2日 ～2021年7月24日	2021年度「はじめての資産運用講座」
2021/6/1	日本経済新聞社	2021年6月から 2022年3月まで	「NIKKEI 100年の資産形成2021」

## 第12節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

### I 顧客本位の業務運営に関する原則

#### 1. 経緯

金融庁は、家計の安定的な資産形成を実現するために、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営を行うことが重要であるとの認識の下、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」という。）を策定・公表した。

あわせて、金融事業者の取組みの「見える化」の促進や当局によるモニタリングの実施など、『原則』の定着に向けた取組みを公表した。

#### 2. 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組み

「原則」の策定から3年が経過する中、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、これまでの進捗を検証するとともに、海外の規制動向も参考にしつつ、顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた新たな方策などについて検討を行い、2020年8月に報告書を公表した。

報告書の提言を踏まえ、以下の対応を行った。

- ① 金融事業者が「原則」の趣旨・精神を自らの具体的な業務に組み込んで実践していくことを支援する観点から、原則を改訂し、原則によって求められる具体的な取組みの内容を追加した（2021年1月）。
- ② 顧客に対する簡潔な情報提供や各業態の枠を超えた多様な商品の比較を容易にするため、金融事業者が商品提案の場面で活用されることが期待されている「重要情報シート」の作成・活用に当たって、参考となると思われる目線や今後考えられるベスト・プラクティスの例をまとめた「重要情報シート」を作成・活用する際の手引きを公表した（2021年5月）。また、「重要情報シート」の導入・活用を促進する観点から、業界と議論を行った。
- ③ 監督指針において、合理的な理由を欠く高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為などの不相当又は不誠実な投資勧誘行為を例示し、このような投資勧誘行為の抑制を図った（2021年1月）。

### II つみたてNISAの普及・利用促進について

#### 1. 基本的な考え方

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本である。NISA利用者は成人人口の1割程度にとどまるほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資をはじめするための一歩を踏み出せない人も存在するため、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。

## 2. 具体的な取組

### (1) 職場を通じた広報

現役世代に対し、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整える観点から、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体等向けのつみたてNISAセミナーを行った。また、財務局とも連携し、都道府県庁、市役所、商工議所等に対し、つみたてNISA説明会実施等の働きかけを行った。また、金融庁職員に対しても、2018年11月と2019年4月に資産形成やつみたてNISAに関する説明会を実施した。

### (2) インターネットを通じた広報

職場以外の更に幅広い層への普及を行うためには、インターネットを通じた広報を積極的に行うことが効果的である。2018年に決定したつみたてNISA公式キャラクター「つみたてワニーサ」を活用したSNSによる情報発信や、キャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、つみたてNISAのプロモーションビデオの作成・展開や、投資ブロガーと金融庁職員による投資初心者向けの対談企画を金融庁ウェブサイトに掲載した。

### (3) イベントを通じた広報

投資初心者を含む一般の投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換の場（つみたてNISA Meet up）を全国で実施してきたほか、オンラインで実施し、その模様を金融庁ウェブサイトで公表した。参加者は個人ブログやSNSで会合の様子を発信しており、インターネットを通じ、つみたてNISAに関する情報が拡散されることに貢献している。

## 3. 制度の利用状況等

NISAの利用状況は、一般NISAとつみたてNISAを併せて、口座開設数が約1,655万口座、買付額が約24.0兆円（2021年6月末時点）となっている。そのうち、つみたてNISAの利用状況は、口座開設数約417万口座、買付額が約1兆659億円（2021年6月末時点）となった。また、利用者の特徴をみると、2021年6月時点で、一般NISAは利用者の約7割が50代以上のシニア層であった。一方、つみたてNISAは利用者の約7割が20代～40代の若年層であり、2018年1月の制度開始以降、特に20代、30代を中心に口座数が増加している。

また、投資信託協会の「投資信託に関するアンケート調査報告書 -2020年（令和2年）NISA、iDeCo等制度に関する調査」によると、つみたてNISAの認知率は64.6%（前年より3.9ポイント増加）、制度内容の認知率は23.2%（前回より3.6ポイント増加）となった。

## 第13節 サステナブルファイナンスに関する取組み

### I 国内動向

#### 1. サステナブルファイナンス有識者会議

2020年12月に、「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置し、関係者からのヒアリングを行いながら、サステナブルファイナンスの推進に向けた諸施策について検討を行った。こうした議論を踏まえて、2021年6月、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援とリスク管理などに関する提言を取りまとめ、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」として公表した。

#### 2. 企業情報の開示の質と量の向上

2015年12月、FSBにより、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは民間主導の取組みであり、2017年7月には、気候関連の自主的な開示枠組みに関する提言（TCFD提言）を公表した。2021年6月時点で、世界で2000以上の機関がTCFD提言に賛同を示しており、うち日本の賛同機関数は最多となっている。

また、TCFDコンソーシアム等を通じ、「TCFDサミット2020」の開催や「TCFDガイダンス2.0」等の策定をサポートするなど、TCFD提言に沿った開示に関する民間の自主的な取組みを推進するとともに、日本取引所グループとの共催セミナー「TCFD開示とトランジションファイナンス」を開催（2021年4月）した。<sup>1</sup>

#### 3. 市場機能の発揮

上記有識者会議において、サステナブルファイナンスの推進に資する市場機能の発揮のあり方等について議論を行い、報告書において、ESG関連債の適格性を客観的に認証する枠組みを構築し、企業・投資家等にとって実務上有益な情報が得られるプラットフォームを整備すること等の提言が取りまとめられた。

#### 4. 金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理

大規模金融機関の気候変動に関する取組み及び課題等につき実態把握を実施した。こうした実態も含めサステナブルファイナンス有識者会議で議論を行い、同報告書において、投融資先の気候変動支援や気候変動リスク管理体制の構築を促すガイダンスを策定していくこと等の提言がとりまとめられた。これを踏まえ、日本銀行と連携し、3メガバンク及び大手損保3グループを対象に、共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組み（パイロットエクササイズ）を開始し、

<sup>1</sup> その他、トランジションに関連する取組として、金融庁は経済産業省、環境省とともに、2021年1月から「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を開催し、トランジション・ボンド、ローン等による資金調達を行う際の国内基本指針である、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を5月に策定した。

同取組みにおいて、データの制約や様々な手法の特徴等を金融機関と議論し、金融機関に要請するシナリオ分析の枠組みについて金融機関と合意した。

## 5. ソーシャルボンドガイドラインの策定について

企業等がソーシャルボンド（社会的課題解決に資するプロジェクト（ソーシャルプロジェクト）の資金調達のために発行される債券）の発行に当たって参照できる実務指針の早期策定について経済界等から要望されていること等を踏まえ、サステナブルファイナンス有識者会議の下に、2021年3月に「ソーシャルボンド検討会議」を設置し、当該実務指針の策定について議論の上、草案をとりまとめた。

## II 国際動向

### 1. 国際的な議論への貢献

2021年11月に開催予定のCOP26（気候変動枠組み条約締約国会議）を見据えたG7・G20での気候変動関連の議論に参加し、同年6月のG7では、各国の規制枠組みと統合的な形でのTCFD開示の促進等について合意した。

NGFS<sup>2</sup>において、気候変動リスクに掛かる各種成果物の作成に貢献するとともに、新たに運営委員会のメンバーに選出されるなど、NGFSを通じて構築したネットワークを活かし、関係当局間の連携を強化した。

FSBや各基準設定主体においても、気候変動を中心とするサステナビリティに関するリスクへの対応に関する議論に貢献し、FSBやIOSCOでは関連する作業部会の共同議長を務め、国際的な議論をリードした。

2020年11月にはIPSF<sup>3</sup>に参加し、開示に関する作業部会では共同議長を務めるなど、メンバー国と積極的に情報交換を行うとともに、日本のサステナブルファイナンスに関する取組みを発信した。

---

<sup>2</sup> NGFS : Network for Greening the Financial System とは、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークのこと。

<sup>3</sup> IPSF : International Platform on Sustainable Finance とは、サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォームのこと。